

## **参考資料**

**【年表】**

**【参考・引用文献】**

**【画像一覧】**

**【文化財保護法】**

**【宝満山保存活用計画策定に関する協定書】**

**【宝満山保存活用計画策定委員会設置条例】**

**【構成要素位置図、写真表】**



【年表】

664年	大宰府の鬼門除けのため竈門山頂に八百万神を祀る(竈門山宝満宮伝記ほか)
673年	心蓮上人が玉依姫の示現により社殿を造立する(竈門山宝満宮伝記ほか)
683年	心蓮上人寂し仏頂山に葬り東尾寺とする(竈門山宝満宮伝記ほか)
697年	役小角が宝満七窟に神明を祈り、宝満金剛界・彦山胎蔵界とする(入峰伝記)
724年	竈門宮上宮、下宮、十所王寺社が成る(竈門山宝満大菩薩記)
803年	最澄渡海祈願のため大宰府竈門山寺において薬師仏を四体彫る(扶桑略記、叡山大師伝)
840年	大宰府竈門神に従五位上を授く(続日本後紀)
847年	円仁、大山寺において竈門大神のため経を転ず(入唐求法巡礼行記)
859年	大宰府竈門神に従四位下を授く(三代実録)
896年	大宰府竈門神に正四位上を授く(日本紀略)
933年	沙弥證覚が伝教大師の遺記により大宰府竈門山に宝塔を造立す(石清水文書之二)
979年	太政官符に竈門宮等が大宮司を以て貫主とする記事有り(類従符宣抄)
1003年	大宰府大山寺で景雲阿闍梨が皇慶、延殷に両部大法を授く(明匠略伝)
1083年	これより先、石清水権別当頼清が大山寺別当となる(宮寺縁事抄)
1084～	内山寺僧安尊、宮崎に移居して没す(後拾遺往生伝上二)
1086年	大山寺(筑前内山寺)僧安尊、居を宮崎に移し死す(本朝高僧伝)
1102年	大山寺が府内左郭七条二坊の土地をめぐる八幡宇佐宮と相論となる(八幡宇佐宮神領大鏡平安遺文二六五七号)
1104年	叡山大衆の使と号す悪僧が大山寺荘園内で濫行に及ぶ(中右記)
1105年	大宰府竈門宮上宮が焼亡す(中右記)
1105年	延暦寺衆徒が祇園社神輿を奉じて陽明門に至り嗷訴し石清水神人と鬪乱す(中右記、石清水文書ほか)
1106年	大宰府竈門宮に正一位を授く(中右記、百鍊抄)
1116年	博多津唐坊大山船龔三郎船頭房、有智山明光房本観音玄義疏記等を写す(観音玄義疏記)
1140年	大宰府大山、香椎、宮崎の僧徒神人等、宰府已下屋舎数十家を焼く(百鍊抄)
1146年	「九州擁護之鎮守一府歸依之尊神」の近衛院の宣旨あり(竈門山宝満大菩薩記)
1155年	竈門宮焼亡(台記)
1159年	竈門宮焼亡(百鍊抄)
1162年	大隅国台明寺の訴状に「京都には本寺叡岳、鎮西には本山内山」とあり(台明寺文書)
1179年	筑紫の靈験所に大山、四王寺が挙げられる(梁塵秘抄二)
1218年	博多における大山寺寄人張光安暗殺事件(仁和寺日次記ほか)
1243年	有智山寺の衆徒が博多承天寺と相論(元亨釈書)
1300年	有智山と原山の闘争により筑前御家人中村弥二郎が安楽寺に宿直を命じられる(広瀬文書)
1318年	法眼幸栄が中宮の大岩に両界の梵字を彫る(中宮梵字銘文)
1324年	東大寺衆徒が有智山と原山の僧徒に観世音寺の仏事の勤行を請う(東大寺文書)
1324年	若杉山左谷建正寺板碑に「天台別院有智山末寺於左谷山賢聖院」とあり
1333年	肥後菊池左衛門三郎が稚児として有智山にあがる(博多日記)
1336年	菊池武敏が小弐貞経(妙恵)が守る「内山の城」(有智山城)を攻め、山中の社殿坊舎が悉く消失する(太平記、梅松論は「内山と云山寺を要害に馳籠て」とする。)
1351年	有智山明意房を故殿のごとく扶持すべき令あり(厳原内山家文書)
1360年	龍造寺家経が有智山城に宿直警固す(龍造寺家文書)
1361年	懐良親王(征西府)大宰府に座し少弐氏が宝満山に要害をかまえる(太平記)
1372年	九州探題今川貞世が有智山城を攻め落とす(入江文書他)
1376年	少弐頼澄の拠る有智山城が大内義弘に攻め落とされる(北肥戦誌)
1441年	宝満城の少弐教頼を大内義弘が追い出す。教頼は対馬に逃亡する。(歴代鎮西要略、北肥戦誌)
1471年	江州永禪が宝満下宮の獅子頭と狛犬を彫る(獅子頭銘文)
1497年	筑前守護大内義興が少弐政資を追い有智山城に入る(宗像軍記)

1518年	竈門宮上宮が焼亡す(北肥戦誌)
1521年	筑紫満門が竈門宮上宮を再建する(北肥戦誌)
1552年	大友義鎮(宗麟)が高橋鑑種を宝満城主とする(歴代鎮西要略)
1557年	大友宗麟が有智山、北谷、中堂、原にて検地をおこなう(竈門山宝満宮伝記ほか)
1558年	二十五坊が山上に移住する(竈門山宝満宮伝記ほか)
1567年	高橋鑑種が大友宗麟に背き宝満で合戦となる(泊文書ほか)
1569年	大友家家臣戸次鑑連、吉弘鑑理らが高橋鑑種の宝満城を攻め落とす(豊前覚書ほか)
1570年	吉弘鑑理の子鎮種が高橋家を継ぎ宝満城主となる(大友家文書録ほか)
1576年	龍造寺隆信、秋月種実、筑紫広門らが宝満城を攻める(大友記)
1579年	秋月種実が宝満城を攻める(歴代鎮西志)
1580年	秋月種実、筑紫広門らが宝満城を攻める(立花事実記)
1585年	筑紫広門らが宝満城を攻め焼く(上井覚兼日記、歴代鎮西志ほか)
1586年	島津勢の岩屋、宝満城攻めで高橋紹運破れ、宝満宮の宝物と古文書などを焼く(豊前覚書)
1586年	秋月種実が山伏を東坂下新地に移し内山、北谷の社地坊舎を田圃とする(竈門山宝満宮伝記ほか)
1587年	豊臣秀吉が山内に二基の高楼を建て、米百俵を寄進する(竈門山宝満宮伝記ほか)
1592年	浄戒座主が廃絶する(竈門山旧記)
1593年	小早川隆景が米百俵を寄進し毎年の恒例とする(竈門山宝満宮伝記ほか)
1593年	平石坊重円が座主となる。(座主次第)
1593年	社殿の造営はじまる(竈門山宝満宮伝記ほか)
1594年	大峰修行が再興される(鎮西竈門山入峯伝記)
1597年	社殿、末社など完成する。座主は輪番制となる。(竈門山旧記ほか)
1618年	藩主黒田長政が二十五石を寄進(井本文書)
1625年	藩主黒田忠之が石鳥居を建立する(竈門山旧記)
1633年	本社、講堂等が焼失(黒田新統家譜)
1634年	宝満衆徒が聖護院に「由来書」を提出(聖護院文書)
1641年	社殿・講堂が焼失する(黒田忠之寄進鏡銘、竈門山旧記)
1648年	藩主黒田忠之が社殿を造営する(竈門山旧記)
1652年	財行坊幸岩が公儀に内訴し叡山の門徒となり山上を結界とする(竈門山旧記)
1653年	坊舎破滅して山下に蟄居する(竈門山旧記)
1657年	彦山の末寺となる(彦山神社文書)
1662年	太宰府より登る道について大鳥居信兼と争論となる(竈門山旧記)
1665年	聖護院の末山となる(聖護院文書)
1667年	九輪塔を建立する(筑前国続風土記拾遺)
1671年	藩主黒田光之が宝満山の内山八十万坪を寄進(井本文書、筑前国続風土記拾遺)
	「竈門山水帳」できる(井本文書)
	平石坊弘有が座主となる(竈門山旧記)
1672年	四壁境界山林安堵の願いを言上する(黒田忠之寄進鏡銘、竈門山旧記)
1673年	宝満宮草創千年祭がおこなわれる(竈門山旧記)
1673年	藩主黒田光之が登拝し平石坊にて「山中法令」を定める(竈門山旧記)
1678年～	講堂、鐘楼などを修理する(竈門山旧記)
1679年	石の鳥居(通称一の鳥居)を再興する(鳥居銘文)
1686年	彦山との本末争論により山仲坊、財行坊が追放となる(寛文元禄書入書)
1687年	平石坊弘有が『竈門山宝満宮伝記』を著す(竈門山宝満宮伝記)
1688年	平石坊弘有が禁錮の後に離山し平石坊が断絶する(益軒日記)
1689年	藩主黒田綱政が田畑一町を寄進(筑前国続風土記)
1696年	彦山と宝満の和睦なる(福岡藩主記録)

1772年	宝満宮創設千百年祭(年譜)
1786年	登拝道の道繕い(郡記録)
1797年	宝満山山中絵図できる(宝満山山中絵図)
1798年	中宮に松尾芭蕉の句碑が建立(句碑銘)
1804年	五百羅漢の造立開眼(羅漢銘)
1814年	藩主黒田斎清石灯籠を寄進し燈明代を年々の寄進とする(福岡藩寺社記)
1816年	竈門岩(仙竈岩)石の石を据え直し復興する(亀岩銘文)
1819年	仙厓が竈門山頌徳碑を建立する(捨小船)
1853年	上宮焼失(竈門神社所蔵年忌表)
1854年	藩主黒田長溥が本社を再建(竈門神社社記)
1857年	大巡行の統一(当山大巡二教之伝書)
1859年	コレラの流行により宝満宮神輿が福岡城内と市中に下り祈祷する(見聞略記ほか)
1862年	修蔵坊が富倉坊に山地を売却する(井本文書)
1869年	福岡藩より禄二十石を賜る(福永文書)
1870年	山伏に神職に転じるよう司祭局より命令あり(佐々木文書)
	福岡藩庁より寄付米九十八石を受ける(井本文書)
	宝満山中で廃仏毀釈がおこなわれる(神仏分離資料)
1871年	上知令により宝満山の土地は国有となる(井本文書)
1872年	竈門神社は村社に列せられ祠掌1名が置かれる(竈門神社社記)
	上宮開殿千二百年祭(井本文書)
1873年	旧坊中下山(井本文書)(吉祥坊を除く)
1878年	本社大破損につき氏子、信徒、公衆の募金によりこれを修繕(竈門神社社記)
1882年	元竈門一門の山伏は聖護院に入徒する(井本文書)
1885年	旧坊中19名が宝満山官林監護を願い出る(井本文書)
1887年	内務省より保存金百円下付(竈門神社社記)
1889年	春峰・秋峰の復興(永福院文書)
1891年	旧坊中が宝満山の官有林の払い下げを願い出るも翌年に却下される(井本文書)
1895年	竈門神社が官弊小社に昇格し、西高辻信巖が竈門神社宮司を仰せつけられる(竈門神社社記)
1895年	山中に最後まで残った吉祥坊吉田家が離山する(佐々木文書)
1896年	竈門神社上地官林払い下げ願いを提出する(竈門神社社記)
1900年	高原謙次郎が『竈門神社々紀』を著す(高原文書)
1902年	旧坊中、竈門神社が再び宝満山の官有林の払い下げを願い出る(井本文書)
1903年	本田豊宮司就任と同時に宝満講社、愛嶽講社の結集に着手(竈門神社文書)
1904年	上宮社殿が焼失する(竈門神社社記)
1906年	本田豊宮司『竈門山記』を著す
1908年	上地林のうち63町8畝21歩が境内地となる(竈門神社社記)
1912年	上宮が再興され遷宮祭をおこなう(竈門神社社記)
1921年	上宮社務所落成(竈門神社社記)
1923年	中宮跡に「竈門山碑」建立。碑文は大久保千涛宮司による(碑文)
1926年	西高辻信任が竈門神社宮司を仰せつけられる(竈門神社社記)
1927年	竈門神社下宮本殿遷座祭を執行(竈門神社社記)
1930年	祝詞舎兼拜殿、拜殿の改築、透壁、神饌所新築落成(竈門神社社記)
1931年	上宮神殿の修理を開始する(竈門神社社記)
1945年	上宮社殿が暴風により破損(竈門神社社記)
	上宮社務所と下宮旧社務所が公売入札される(竈門神社社記)
1952年	上宮が焼亡する(竈門神社社記)

1957年	上宮社殿をコンクリート造で復興(竈門神社社記)
1960年	西高辻信貞宮司が「宝満山文化総合調査会」を組織する
1961年	上宮、法城窟、下宮礎石において初の学術発掘調査が実施される
1980年	中野幡能編『筑前国宝満山信仰史の研究』が刊行
1982年	宝満山修験会結成
1982年	小田富士雄編『宝満山の地宝』が刊行
1984年	太宰府顕彰会『宝満山及び竈門神社周辺の遺跡分布調査報告書』が刊行
1986年	太宰府市が開発に伴う宝満山遺跡群の発掘緊急調査を開始
1987年	内山妙香庵の伝教大師像が開眼
2005年	太宰府市教育委員会が5カ年の国庫補助事業で宝満山基礎調査を実施
2009年	九州国立博物館において『祈りの山宝満山』展が開催
2011年	太宰府市教育委員会が総合報告策定審議会を設置し国史跡指定に向けた準備を開始する
2012年	太宰府市教育委員会がシンポジウム『霊峰宝満山』を開催
2013年	宝満山が、国指定史跡宝満山として指定される。
2019年	筑紫野市・太宰府市が史跡の管理団体の指定をうける。

#### 【参考・引用文献】

- 中野幡能編『筑前国宝満山信仰史の研究』1980年 太宰府天満宮文化研究所・名著出版
- 小田富士雄編『宝満山の地宝—宝満山の遺跡と遺物—』1982年 太宰府天満宮文化研究所
- 小田富士雄・武末純一『太宰府・宝満山の初期祭祀』1983年 太宰府天満宮文化研究所
- 小西信二編『宝満山及び竈門神社周辺の遺跡分布調査報告書』1984年 財団法人太宰府顕彰会
- 森弘子『宝満山歴史散歩』2000年 葦書房有限会社
- 森弘子『宝満山の環境歴史学的研究』2008年 財団法人太宰府顕彰会
- 九州国立博物館『九州国立博物館トピック展示 祈りの山 宝満山』2009年
- 『史跡鳥海山保存管理計画書【秋田県版】』2012年 秋田県由利本荘市教育委員会・秋田県にかほ市教育委員会
- 時枝務『山岳霊場の考古学的研究』2018年 株式会社雄山閣
- 『宝満山総合報告書—福岡県太宰府市・筑紫野市所在の宝満山に関する文化財の総合報告—』2013年 太宰府市教育委員会
- 『宝満山遺跡群6』2010年 太宰府市教育委員会
- 『国指定史跡英彦山保存活用計画』2019年 添田町まちづくり課

【画像一覧】

頁	章	番号	キャプション	画像の所蔵者・管理者
表紙			宝満山山頂近景	筑紫野市
1	1	扉絵	宝満山遠景(西斜面 太宰府市側)	筑紫野市
2	1	1-1	宝満山遠景(筑紫野市阿志岐より)	太宰府市
13	2	扉絵	宝満山遠景(筑紫野市より)	筑紫野市
16	2	2-1	基肄城跡(筑紫野市・基山町)	筑紫野市
16	2	2-2	基肄城東北門跡(筑紫野市)	筑紫野市
16	2	2-3	塔原塔跡(筑紫野市)	筑紫野市
16	2	2-4	五郎山古墳石室壁画イメージ図(筑紫野市)	筑紫野市
17	2	2-5	阿志岐山城跡 第3水門(筑紫野市)	筑紫野市
17	2	2-6	大宰府跡(太宰府市)	太宰府市
17	2	2-7	大野城跡(太宰府市・大野城市・宇美町)	太宰府市
18	2	2-8	水城跡(太宰府市・大野城市・春日市)	太宰府市
18	2	2-9	観世音寺境内(太宰府市)	太宰府市
18	2	2-10	筑前国分寺跡(太宰府市)	太宰府市
19	2	2-11	国分瓦窯跡(太宰府市)	太宰府市
19	2	2-12	大宰府学校院跡(太宰府市)	太宰府市
23	2	2-13	ブナ群落(資料:福岡県の希少野生生物 HP)	福岡県環境部自然環境課
23	2	2-14	モミ群落(資料:福岡県の希少野生生物 HP)	福岡県環境部自然環境課
23	2	2-15	アカガシ(資料:九州自然歩道自然観察マップ)	福岡県環境部自然環境課
24	2	2-16	竈門神社社叢	筑紫野市・太宰府市
24	2	2-17	アカマツ(宝満山西部)	筑紫野市・太宰府市
25	2	2-18	ウンゼンカンアオイ	筑紫野市
25	2	2-19	アケボノシユスラン	筑紫野市
27	2	2-20	ニホンヒキガエル(資料:福岡県の希少野生生物 HP)	福岡県環境部自然環境課
27	2	2-21	ムササビ(資料:福岡県の希少野生生物 HP)	福岡県環境部自然環境課
28	2	2-22	宝満山遠景(東斜面 筑紫野市側)	太宰府市
28	2	2-23	宝満山遠景(西斜面 太宰府市側)	太宰府市
32	2	2-24	大山祇神社(筑紫野市柚須原)	筑紫野市
32	2	2-25	大山祇神社(筑紫野市本道寺)	筑紫野市
32	2	2-26	高木神社	筑紫野市
32	2	2-27	北谷地藏堂	太宰府市
33	2	2-28	地藏堂(2)(中央)	太宰府市
33	2	2-29	観音堂及び五輪塔残欠	太宰府市
34	2	2-30	上宮社殿	筑紫野市・太宰府市
34	2	2-31	キャンプセンター	筑紫野市
34	2	2-32	マイクロウェーブ反射板	筑紫野市
34	2	2-33	竈門神社社殿	太宰府市
34	2	2-34	竈門神社社務所	太宰府市
34	2	2-35	大門地区農業施設	太宰府市

頁	章	番号	キャプション	画像の所蔵者・管理者
40	2	2-36	竈門神社参拝の様子	太宰府市
40	2	2-37	竈門神社 紅葉	太宰府市
40	2	2-38	再会の木 竈門神社境内(資料:宝満宮竈門神社 HP)	宝満宮竈門神社
40	2	2-39	愛敬の岩 竈門神社境内	太宰府市
41	2	2-40	おれお守り授与所 竈門神社境内	太宰府市
41	2	2-41	宝満山山頂から望むご来光	筑紫野市
42	2	2-42	山頂付近の岩場(鎖場)	筑紫野市
42	2	2-43	登拝道に設置された薬箱	太宰府市
58	2	2-44	特別史跡大宰府跡(政庁跡地区)(資料:日本遺産太宰府 HP)	太宰府市
58	2	2-45	国宝観世音寺梵鐘(資料:日本遺産太宰府 HP)	太宰府市
63	3	扉絵	竈門神社拝殿	太宰府市
64	3	3-1	大宰府政庁跡から望む宝満山	太宰府市
65	3	3-2	有智山城跡	太宰府市
67	3	3-3	竈門岩	太宰府市
68	3	3-4	福城窟	筑紫野市
69	3	3-5	上宮社殿	筑紫野市・太宰府市
69	3	3-6	山頂の礼拝石	太宰府市
69	3	3-7	山頂からの北西側眺望	太宰府市
71	3	3-8	礎石(旧社殿跡)	筑紫野市
71	3	3-9	愛嶽山頂の石祠	筑紫野市
71	3	3-10	袖すり岩	筑紫野市・太宰府市
72	3	3-11	百段ガング横の崩壊	太宰府市
72	3	3-12	九州自然歩道の階段	太宰府市
73	3	3-13	殺生禁断碑	太宰府市
73	3	3-14	西院谷坊跡の石垣	太宰府市
75	3	3-15	1号磨崖梵字仏	太宰府市
75	3	3-16	十一面観音が祀られた小祠	太宰府市
75	3	3-17	鳥居跡と竈門山碑	太宰府市
77	3	3-18	東院谷の石垣	筑紫野市
77	3	3-19	キャンプセンター	筑紫野市
77	3	3-20	バイオトイレ	筑紫野市
78	3	3-21	礎石建物跡	太宰府市
78	3	3-22	石造宝塔	太宰府市
79	3	3-23	福城窟	筑紫野市
79	3	3-24	益影の井	筑紫野市
80	3	3-25	竈門岩	筑紫野市・太宰府市
82	3	3-26	竈門神社拝殿	太宰府市
82	3	3-27	竈門神社境内広場	太宰府市
82	3	3-28	境内で行われる護摩供	太宰府市



頁	章	番号	キャプション	画像の所蔵者・管理者
83	3	3-29	大門地区現況(南から)	太宰府市
84	3	3-30	水害箇所の上のう設置(坊跡石垣)	筑紫野市・太宰府市
93	3	3-31	内山辛野遺跡	太宰府市
94	3	3-32	竈門神社旧社殿	太宰府市
94	3	3-33	竈門神社社殿(平成25年改修前)	太宰府市
94	3	3-34	竈門神社社殿(平成25年改修後)	太宰府市
94	3	3-35	社務所・参集殿(平成25年建替後)	宝満山研究会
94	3	3-36	撰末社(五穀社)	太宰府市
94	3	3-37	夢想権之助神社	太宰府市
95	3	3-38	愛嶽山の石鳥居	筑紫野市・太宰府市
95	3	3-39	一の鳥居	太宰府市
95	3	3-40	下宮の鳥居(3つ目の鳥居)	太宰府市
96	3	3-41	a. 日あけ地藏台座	太宰府市
96	3	3-42	b. 板碑(伝金剛兵衛墓)	太宰府市
96	3	3-43	c. 板碑	太宰府市
98	3	3-44	宝満山峯入り	太宰府市
98	3	3-45	宝満山十六詣り	宝満山研究会
98	3	3-46	竈門神社新宮(北谷遥拝所、宝満宮)	太宰府市
99	4	扉絵	座主跡	筑紫野市
101	5	扉絵	登拝道 雨水時の現状	筑紫野市
111	6	扉絵	宝満山での風景	筑紫野市
113	7	扉絵	太宰府市指定史跡 内山辛野遺跡	太宰府市
137	8	扉絵	竈門神社旧社殿	太宰府市
141	9	扉絵	境内で行われる護摩供(竈門神社)	太宰府市
145	10	扉絵	座主跡 災害応急復旧工事状況	筑紫野市
151	11	扉絵	宝満山 登山道	太宰府市
153	12	扉絵	宝満山山頂から望むご来光	筑紫野市

## 【文化財保護法】

### 文化財保護法

(昭和二十五年五月三〇日法律第二百十四号)

最終改正:平成三〇年六月八日同第四二号

#### (この法律の目的)

**第一条** この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(政府及び地方公共団体の任務)

**第三条** 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

#### (国民、所有者等の心構)

**第四条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

#### (調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

**第九二条** 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

#### (土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

**第九三条** 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

#### (国の機関等が行う発掘に関する特例)

**第九四条** 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求むべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

#### (埋蔵文化財包蔵地の周知)

**第九五条** 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

#### (遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

**第九六条** 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にならなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算

して六月を超えることとなつてはならない。

- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

**第九七条** 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

#### (文化庁長官による発掘の施行)

**第九八条** 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第一項の場合には、第三十九条(同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。)及び第四十一条の規定を準用する。

#### (地方公共団体による発掘の施行)

**第九九条** 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

#### (指定)

**第一〇九条** 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

#### (仮指定)

**第一一〇条** 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

#### (所有権等の尊重及び他の公益との調整)

**第一一一条** 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べるができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

#### (管理団体による管理及び復旧)

- 第一一三条** 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
  - 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
  - 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 第一一五条** 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第百十三条の二第一項を除く。)及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。
- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
  - 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
  - 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

#### (現状変更等の制限及び原状回復の命令)

- 第一二五条** 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
  - 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
  - 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
  - 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
  - 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
  - 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

#### (関係行政庁による通知)

- 第一二六条** 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

#### (復旧の届出等)

- 第一二七条** 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

#### (環境保全)

- 第一二八条** 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。
- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
  - 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

**(管理団体による買取りの補助)**

**第一二九条** 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

**(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)**

**第一二九条の二** 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

**(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)**

**第一二九条の三** 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

**(現状変更等の許可の特例)**

**第一二九条の四** 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三條第二項第二十三号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

**(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)**

**第一二九条の五** 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

**(認定の取消し)**

**第一二九条の六** 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

**(管理団体等への指導又は助言)**

**第一二九条の七** 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

**(保存のための調査)**

**第一三〇条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

**第一三一条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
  - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
  - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
  - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
  - 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (文化財保存活用大綱)

- 第一八三条の二** 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができる。
- 2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

#### (文化財保存活用地域計画の認定)

- 第一八三条の三** 市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画(以下この節及び第九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
    - 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
    - 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
    - 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
    - 四 計画期間
    - 五 その他文部科学省令で定める事項
  - 3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会(第八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあっては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第八十三条の五第二項において同じ。)の意見を聴かなければならない。
  - 4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。
  - 5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
    - 一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用寄与するものであると認められること。
    - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
    - 三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。
  - 6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。
  - 7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。
  - 8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

#### (認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更)

- 第一八三条の四** 前条第五項の認定を受けた市町村(以下この節及び第九十二条の六第二項において「認定市町村」という。)の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

#### (文化財の登録の提案)

- 第一八三条の五** 認定市町村の教育委員会は、第八十三条の三第五項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第八十三条の七第一項及び第二項において同じ。)を受けた文化財保存活用地域計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。)の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三百二十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。
- 2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。
  - 3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三百二十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

#### (認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴収)

- 第一八三条の六** 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めると

とができる。

#### (認定の取消し)

**第一八三条の七** 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第八十三条の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

#### (市町村への助言等)

**第一八三条の八** 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

#### (協議会)

**第一八三条の九** 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### (都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

**第八十四条** 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第二百一十一条第二項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第七十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八条、第二百十条、第二百九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第三十条(第七十二条第五項で準用する場合を含む。)又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。))の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五

項又は第二百五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三百三十一条第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

#### (認定市町村の教育委員会が処理する事務)

**第一八四条の二** 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項(第三号に係る部分を除く。)及び第五項から第八項までの規定を準用する。

3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日以前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又は許可の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。

4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

#### (文化財保存活用支援団体の指定)

**第一九二条の二** 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下この節において「支援団体」という。)として指定することができる。

2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

#### (支援団体の業務)

**第一九二条の三** 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。

二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。

四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

#### (監督等)

**第一九二条の四** 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

#### (情報の提供等)

**第一九二条の五** 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。



## 文化財保護法施行令

(昭和五十年政令第二百六十七号)

最終改正:平成三十一年三月三〇日政令第二百二十九号

### (都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

**第五条** 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。)並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第二百一十二条第二項(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
  - 二 法第四十三条第四項(法第二百五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)
  - 三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。))及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
  - 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)
  - 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長))が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令  
イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等  
ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
  - 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。)
  - 三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第一百五十一条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令  
イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築  
ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

- ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
  - ニ 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
  - ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
  - ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
  - ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
  - チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
  - リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
  - ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
  - ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
  - ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。))における現状変更等
  - 二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

#### (事務の区分)

**第八条** 第五条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第三項(第二号に係る部分を除く。))及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

### 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

#### (管理責任者選任の届出書の記載事項)

**第一条** 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

#### (管理責任者解任の届出書の記載事項)

**第二条** 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

**(所有者変更の届出書の記載事項等)**

**第三条** 法第二百十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
  - 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
  - 七 変更の年月日
  - 八 変更の事由
  - 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

**(管理責任者変更の届出書の記載事項)**

**第四条** 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

**(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)**

**第五条** 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

**(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)**

**第六条** 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知つた日
- 十二 滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

**(土地の所在等の異動の届出)**

- 第七条** 法第百十五条第二項(法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。
- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

**(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)**

- 第八条** 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

**特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則**

**(許可の申請)**

- 第一条** 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。))第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
  - 二 出土品の処置に関する希望

**(許可申請書の添附書類等)**

- 第二条** 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

**(終了の報告)**

**第三条** 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

**(維持の措置の範囲)**

**第四条** 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

**(国の機関による現状変更等)**

**第五条** 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

**(管理計画)**

**第六条** 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 管理計画を定めた教育委員会
  - 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
  - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
  - 六 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
  - 七 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

**史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則****(標識)**

**第一条** 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第一百五十五条第一項(法第二百二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称
- 二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)
- 三 指定又は仮指定の年月日
- 四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

**(説明板)**

**第二条** 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

#### (標柱及び注意札)

**第三条** 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

#### (境界標)

**第四条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

#### (標識等の形状等)

**第五条** 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設定に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

#### (囲いその他の施設)

**第六条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

### 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

#### (管理責任者選任の届出書の記載事項)

**第一条** 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年齢
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

#### (管理責任者解任の届出書の記載事項)

**第二条** 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

#### (所有者変更の届出書の記載事項等)

**第三条** 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

**(管理責任者変更の届出書の記載事項)**

**第四条** 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

**(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)**

**第五条** 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
  - 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
  - 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
  - 七 変更の年月日
8. その他参考となるべき事項

**(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)**

**第六条** 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
  - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
  - 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時
  - 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
  - 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
  - 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
  - 十一 滅失、き損等の事実を知った日
  - 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き、損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

**(土地の所在等の異動の届出)**

**第七条** 法第一百五十二条第二項(法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

**(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)**

**第八条** 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

## 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

平成一二年四月二八日

文部大臣裁定

### I 共通事項

- (一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
- (二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
  - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
  - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
  - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
  - ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
  - ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
  - ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
  - ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
  - ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

### II 個別事項

#### 一 令第五条第四項第一号イ関係

- (一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二五年政令第三三八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
- (二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
  - ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
  - ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

#### 二 令第五条第四項第一号ロ関係

- (一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

#### 三 令第五条第四項第一号ハ関係

- (一) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
  - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
  - ③ 小規模な観測・測定機器
  - ④ 木道
- (二) 「道路」には、道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第三条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。



- (三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

- (一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

- (一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

七 令第五条第四項第一号ト関係

- (一) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (二) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (三) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (四) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (五) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
  - ① 「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
  - ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合
- (六) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

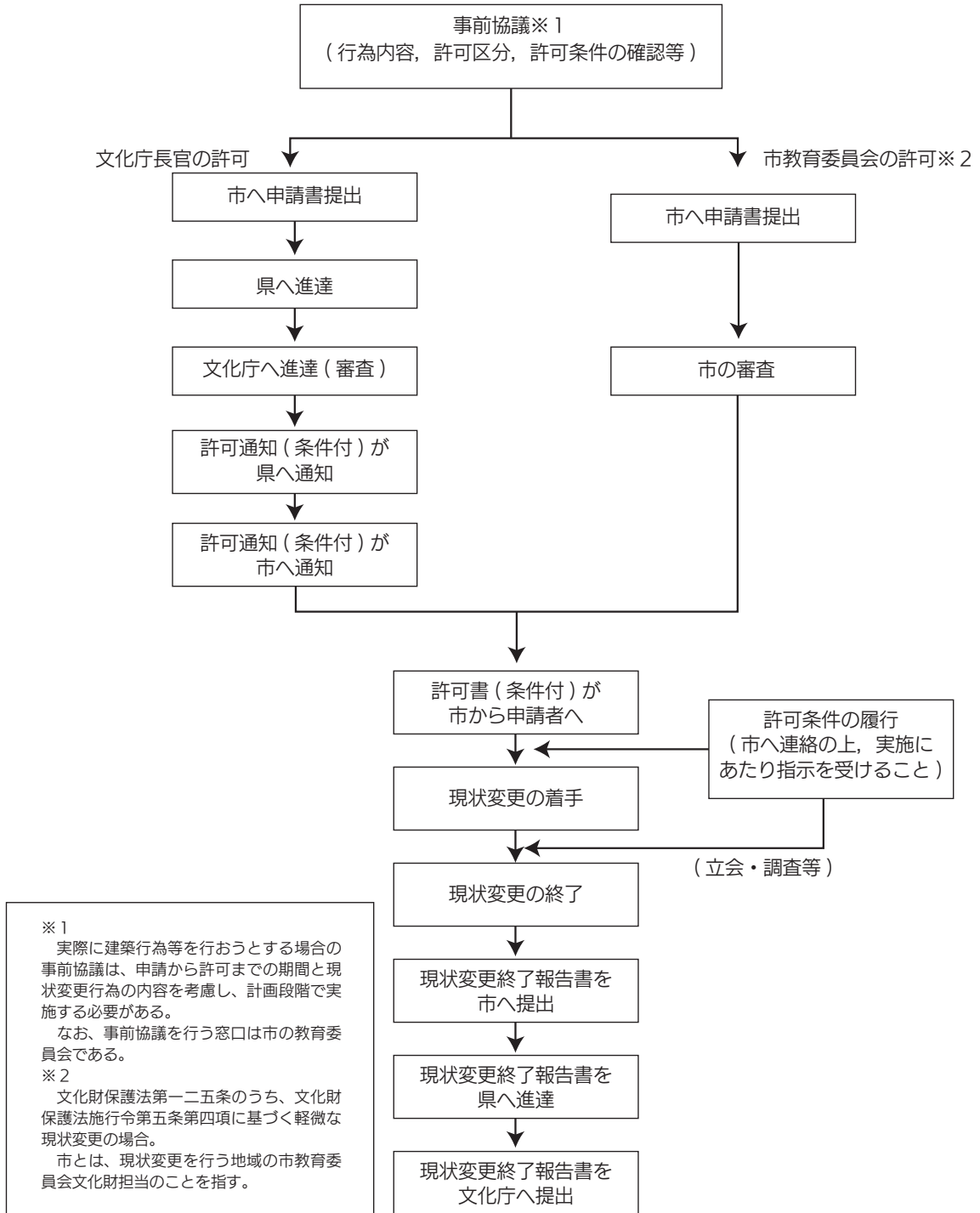
八 令第五条第四項第一号チ関係

- (一) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和二六年法律第二八五号)第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
- (二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
- (三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

九 令第五条第四項第一号リ関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

文化財保護法による現状変更許可申請に関する手続きの流れ



※1  
実際に建築行為等を行おうとする場合の事前協議は、申請から許可までの期間と現状変更行為の内容を考慮し、計画段階で実施する必要がある。

なお、事前協議を行う窓口は市の教育委員会である。

※2  
文化財保護法第一二五条のうち、文化財保護法施行令第五条第四項に基づく軽微な現状変更の場合。

市とは、現状変更を行う地域の市教育委員会文化財担当のことを指す。

現状変更手続きのフロー図



宝満山保存活用計画策定に関する協定書

筑紫野市（以下「甲」という。）と太宰府市（以下「乙」という。）は国指定史跡宝満山の保存管理の万全を期すため、宝満山保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の国庫補助金及び福岡県補助金を受けて実施する策定業務について、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の行政区域に存する国指定史跡宝満山の保存・活用の基本方針を定める保存活用計画を策定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（業務内容及び分担）

第2条 甲及び乙は、保存活用計画の策定業務について、次のとおり業務の分担を定め、甲及び乙相互に連携・協力して取り組むものとする。

- (1) 保存活用計画の策定に係る国及び福岡県の補助事業申請に関する業務 甲が行う。
- (2) 保存活用計画策定業務委託の契約に関する業務 甲が行う。
- (3) 保存活用計画策定委員会の運営に関する業務 甲が行う。
- (4) 保存活用計画関係者会議の運営に関する業務 甲及び乙が行う。
- (5) 保存活用計画のパブリック・コメント実施に関する業務 甲及び乙が行う。

2 前項に定めのない業務が生じた場合は、甲及び乙とが協議のうえ業務の実施を図るものとする。

（経費の負担金額及び支払方法）

第3条 前条の業務に係る甲及び乙の経費負担割合は、両市に属する国指定史跡区域の面積を基とし、甲が6割、乙が4割とする。

2 負担金額は保存活用計画の策定に係る経費から国及び福岡県の補助金を除いた額に前項の規定に基づく負担割合を乗じて算定するものとする。

3 甲は、補助事業完了実績報告書及び補助事業経費収支精算書に基づき、第2項の規定により乙の負担金額を定める。ただし、負担金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

4 乙は、補助事業完了後、当該事業年度において甲が請求する負担金を甲に支払うものとする。



(保存活用計画の策定)

第4条 甲及び乙は、保存活用計画(案)を作成し、甲の定める宝満山保存活用計画策定委員会設置条例に基づき設置を行う委員会に諮るものとする。委員会から報告のあった事項について、甲及び乙の協議に基づき保存活用計画を策定する。

(有効期限)

第5条 この協定の有効期限は、本協定締結の日から平成32年5月31日までとする。

(補則)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙とが協議のうえ解決するものとする。

この協定の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年4月26日

甲 福岡県筑紫野市二日市西一丁目1番1号

筑紫野市

代表者 筑紫野市長 藤田 陽三



乙 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号

太宰府市

代表者 太宰府市長 楠田 大蔵



## 【宝満山保存活用計画策定委員会設置条例】

(平成30年3月29日条例第18号)

(設置)

第1条 筑紫野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、国指定史跡宝満山の保存活用計画の策定に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、宝満山保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に必要な調査、審議等に関すること。
- (2) その他計画策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和30年筑紫野町条例第22号)で定めるところにより報酬を支給する。

[筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和30年筑紫野町条例第22号)]

2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)で定めるところにより費用弁償を支給する。

[筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)]

3 委員以外のものには、証人等の実費弁償に関する条例(平成3年筑紫野市条例第29号)で定めるところにより実費弁償を支給する。

[証人等の実費弁償に関する条例(平成3年筑紫野市条例第29号)]

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部文化財課において行う。

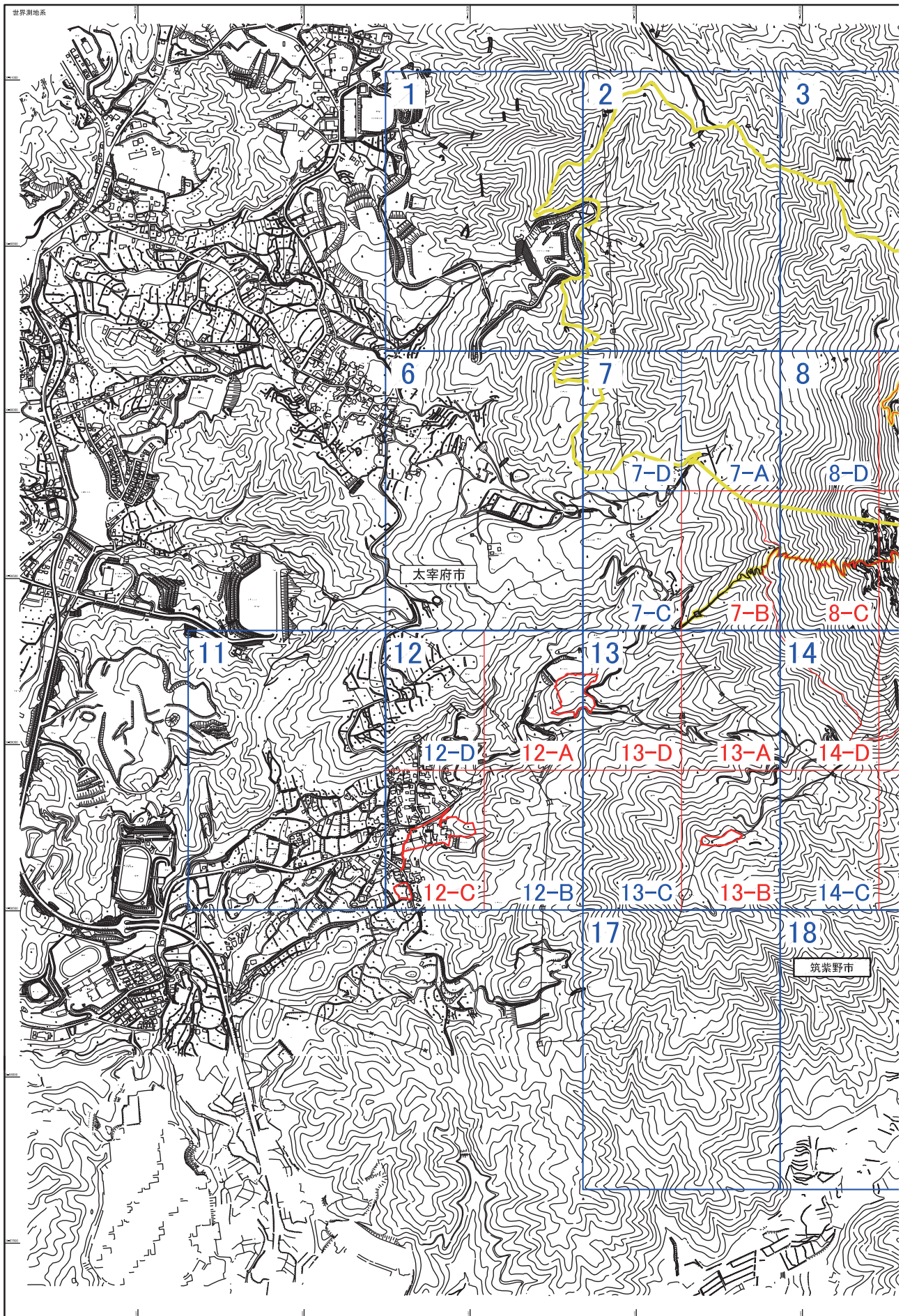
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

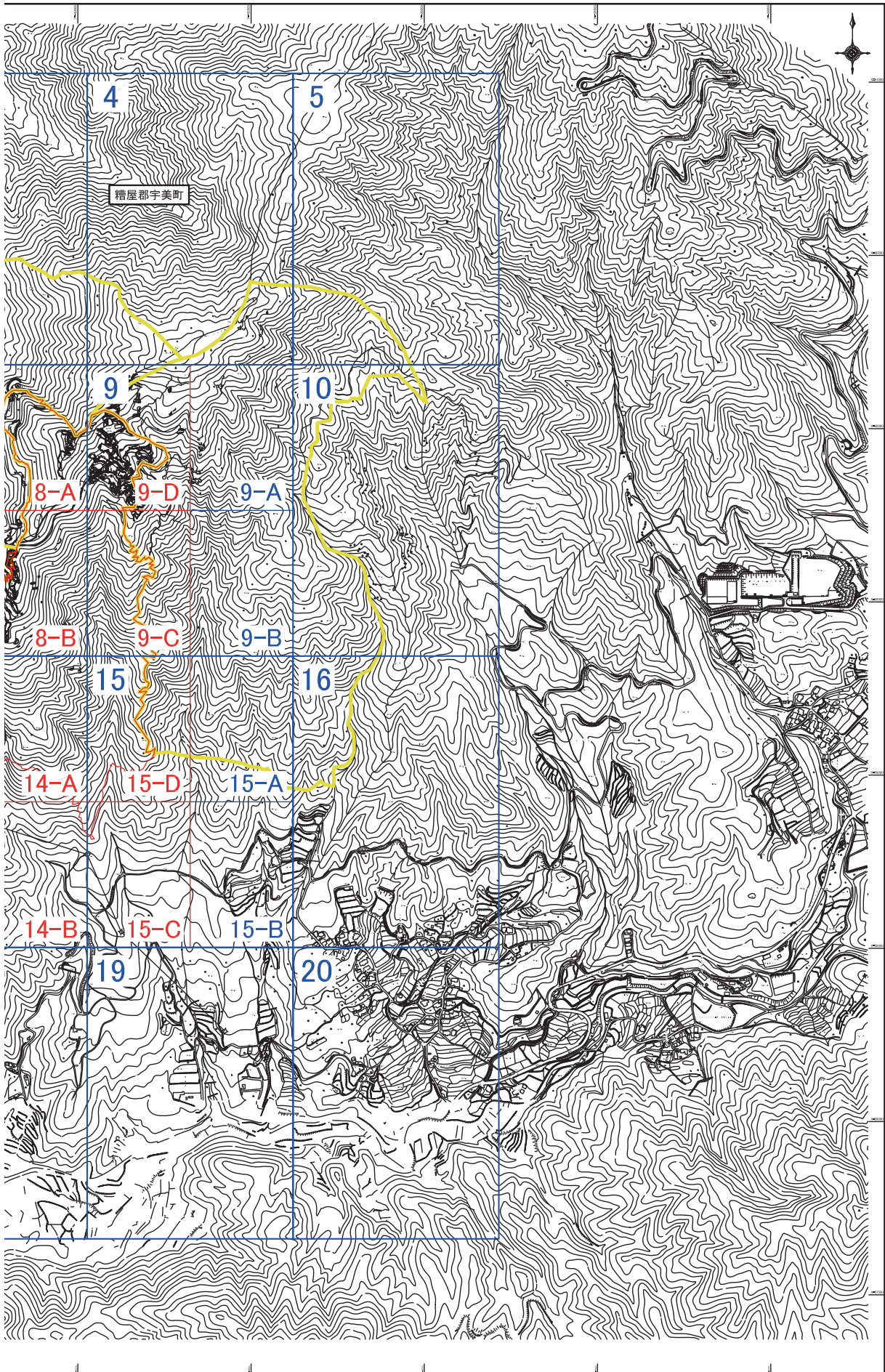
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【構成要素位置図、写真表】

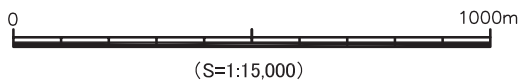


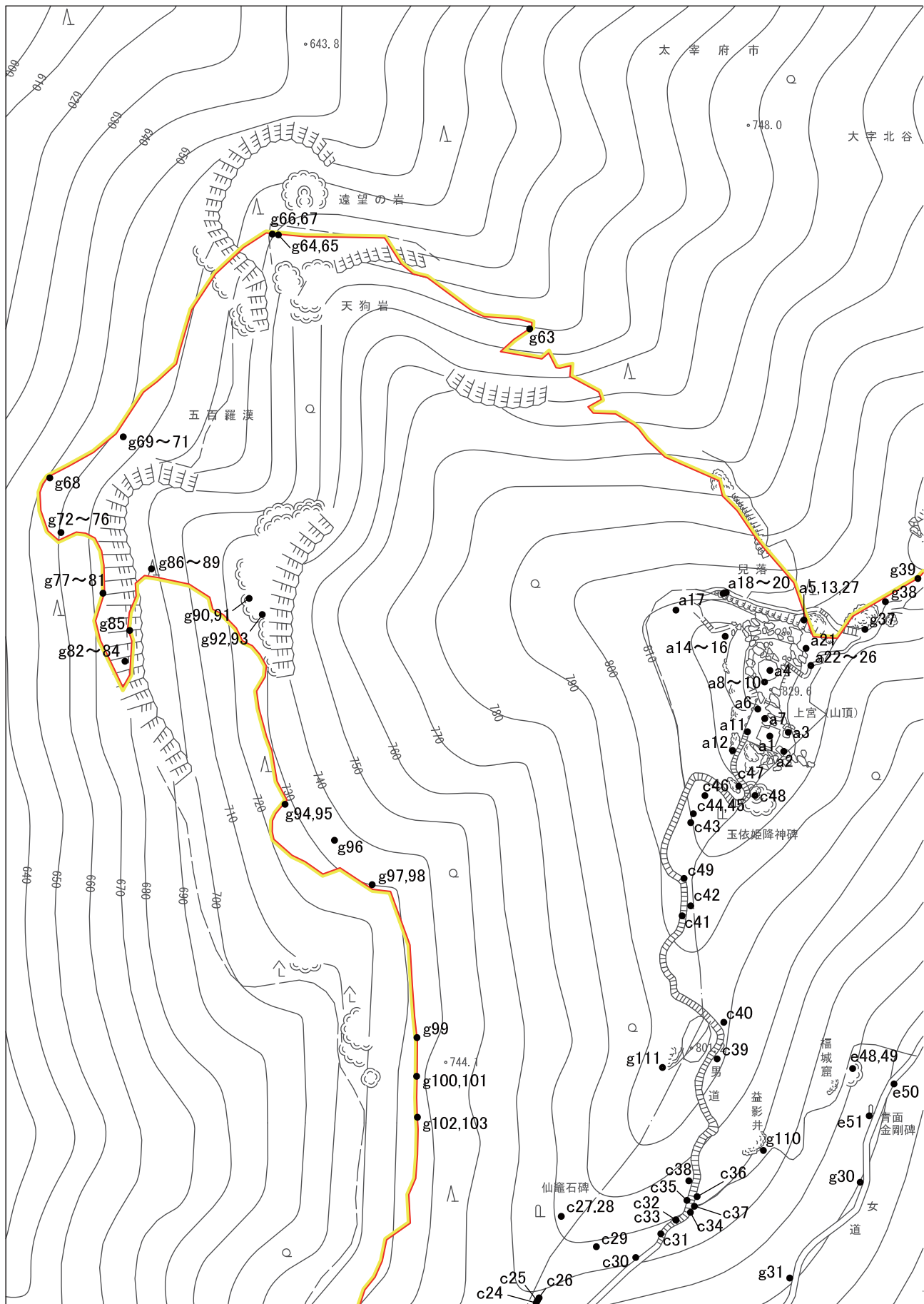
史跡宝満山 構成要素位置図(索引図)

地図番号(赤字):指定地を含む位置図

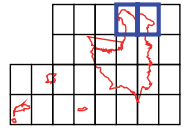


糟屋郡宇美町

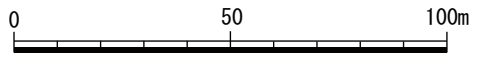
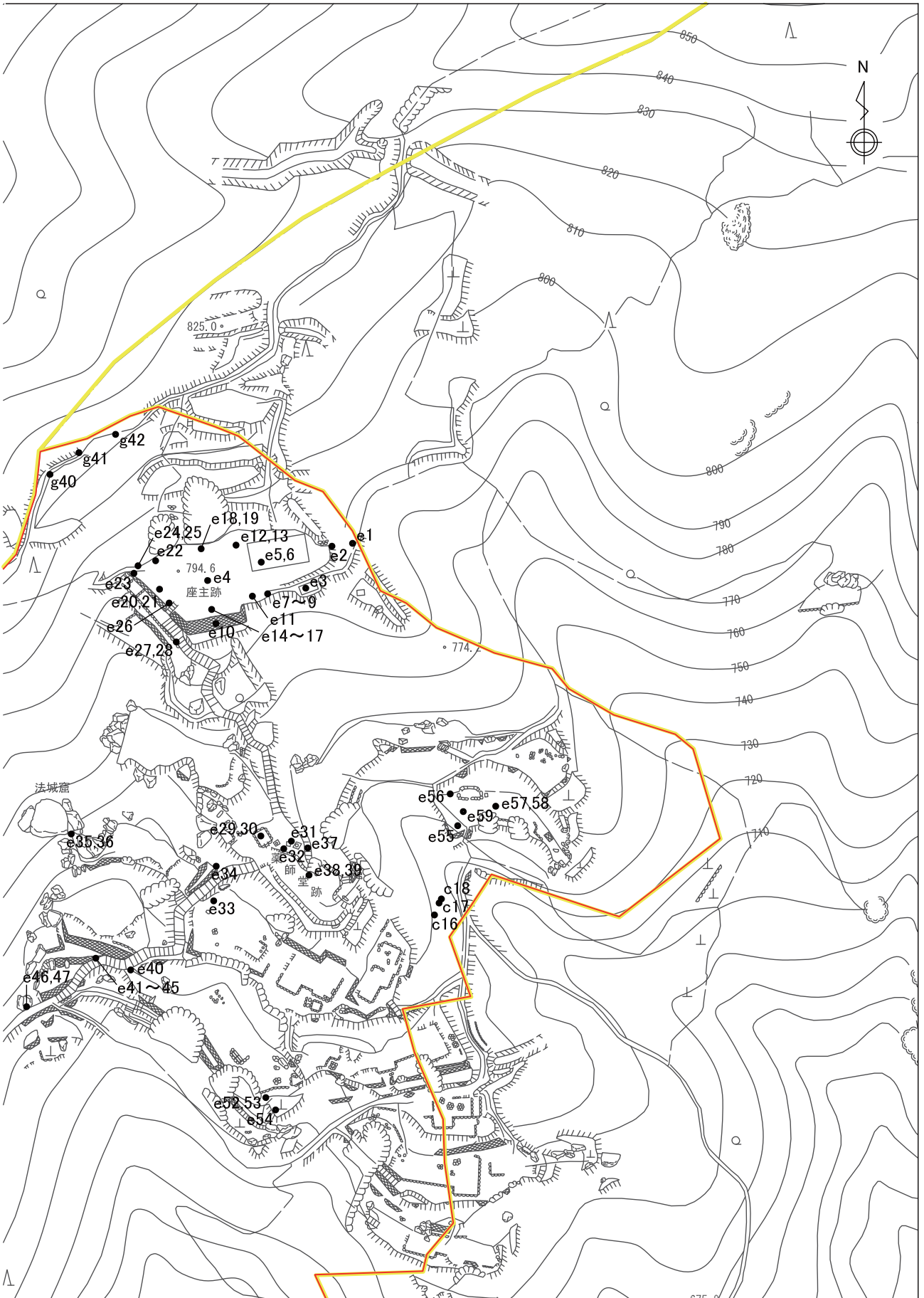




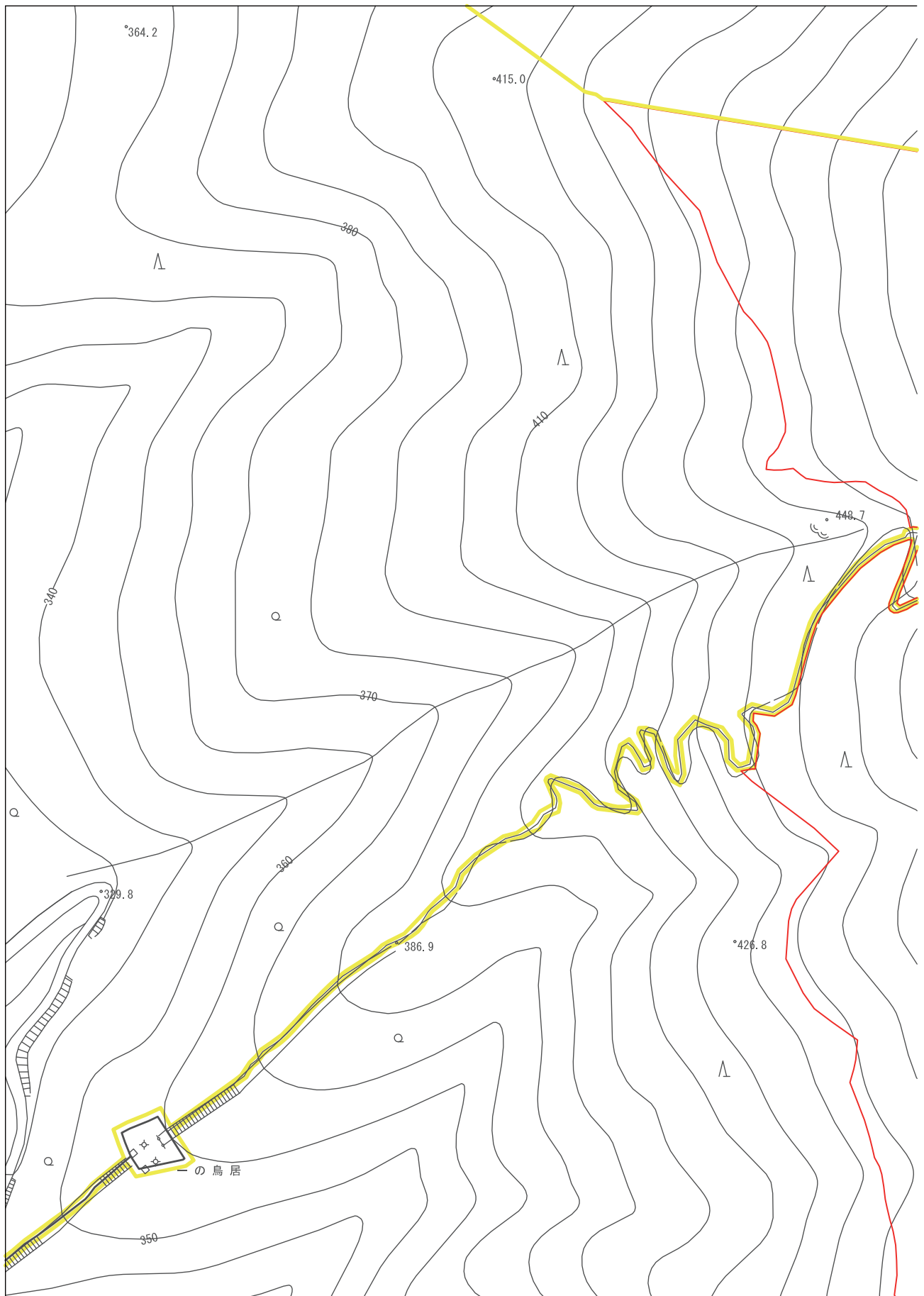
地図 8-A(左)、9-D(右)



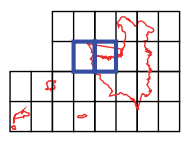


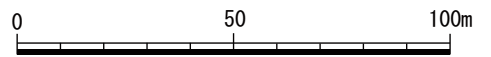
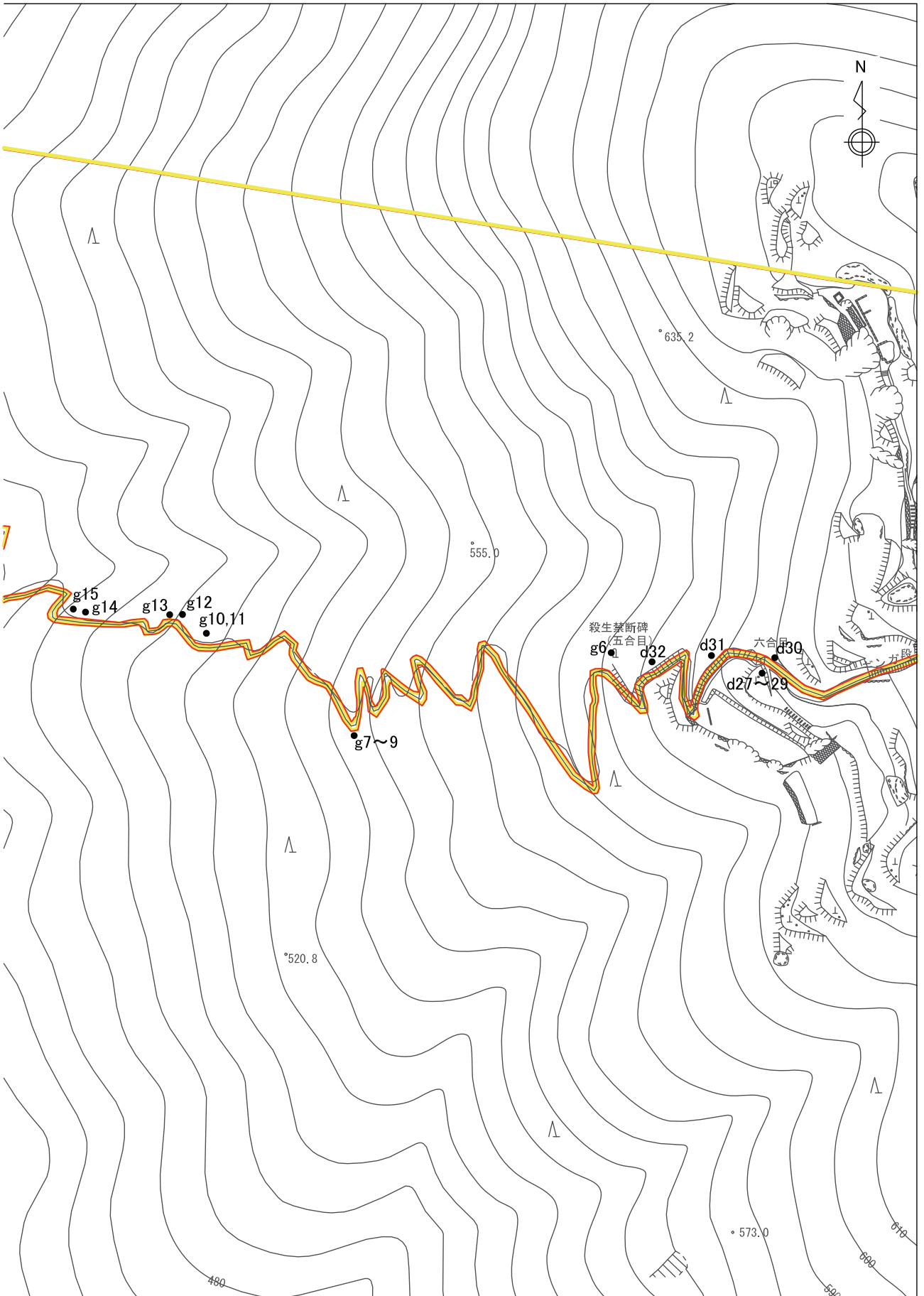


(S=1:1,800)

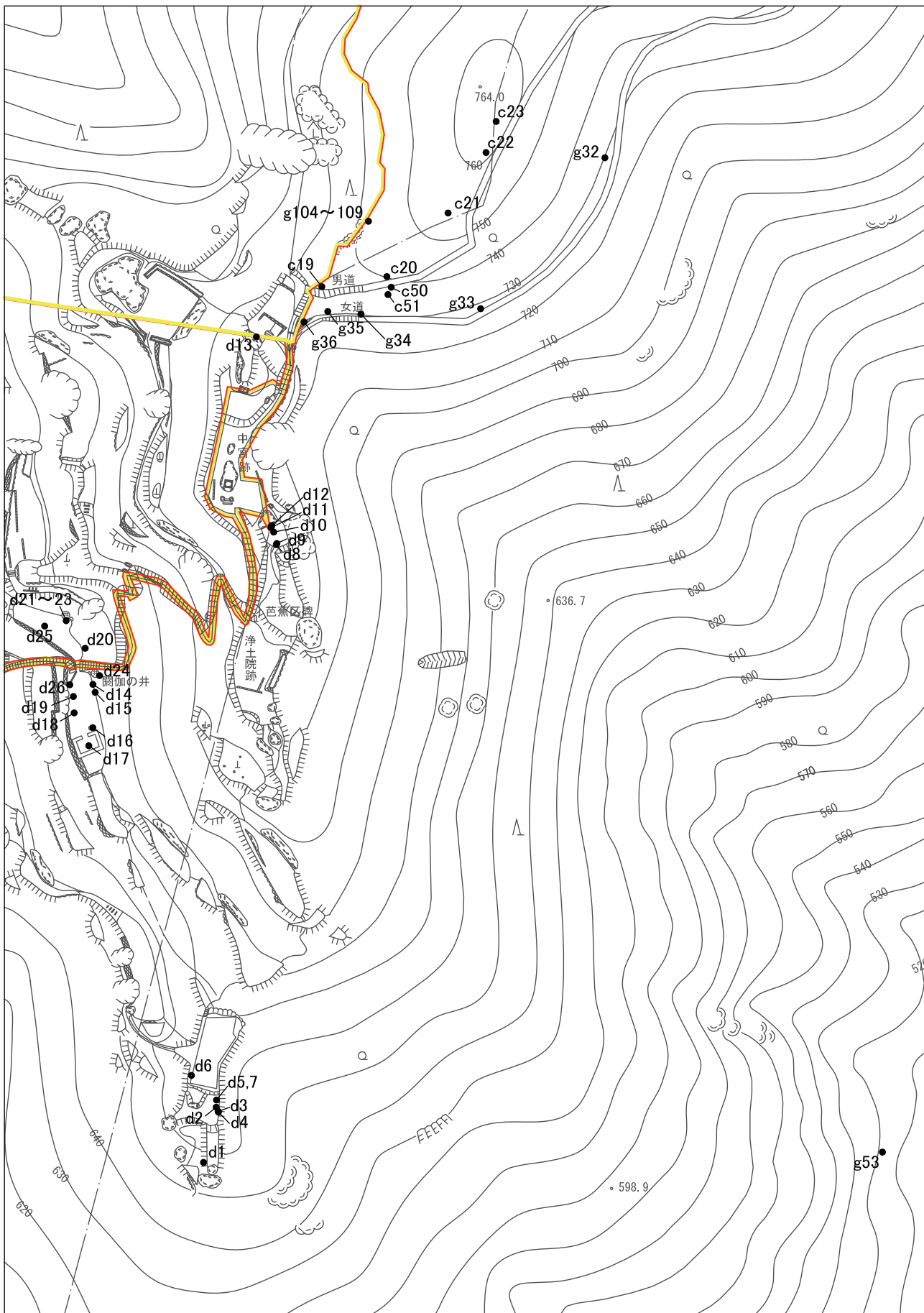


地図 7-B(左)、8-C(右)

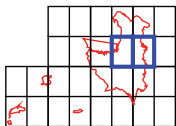


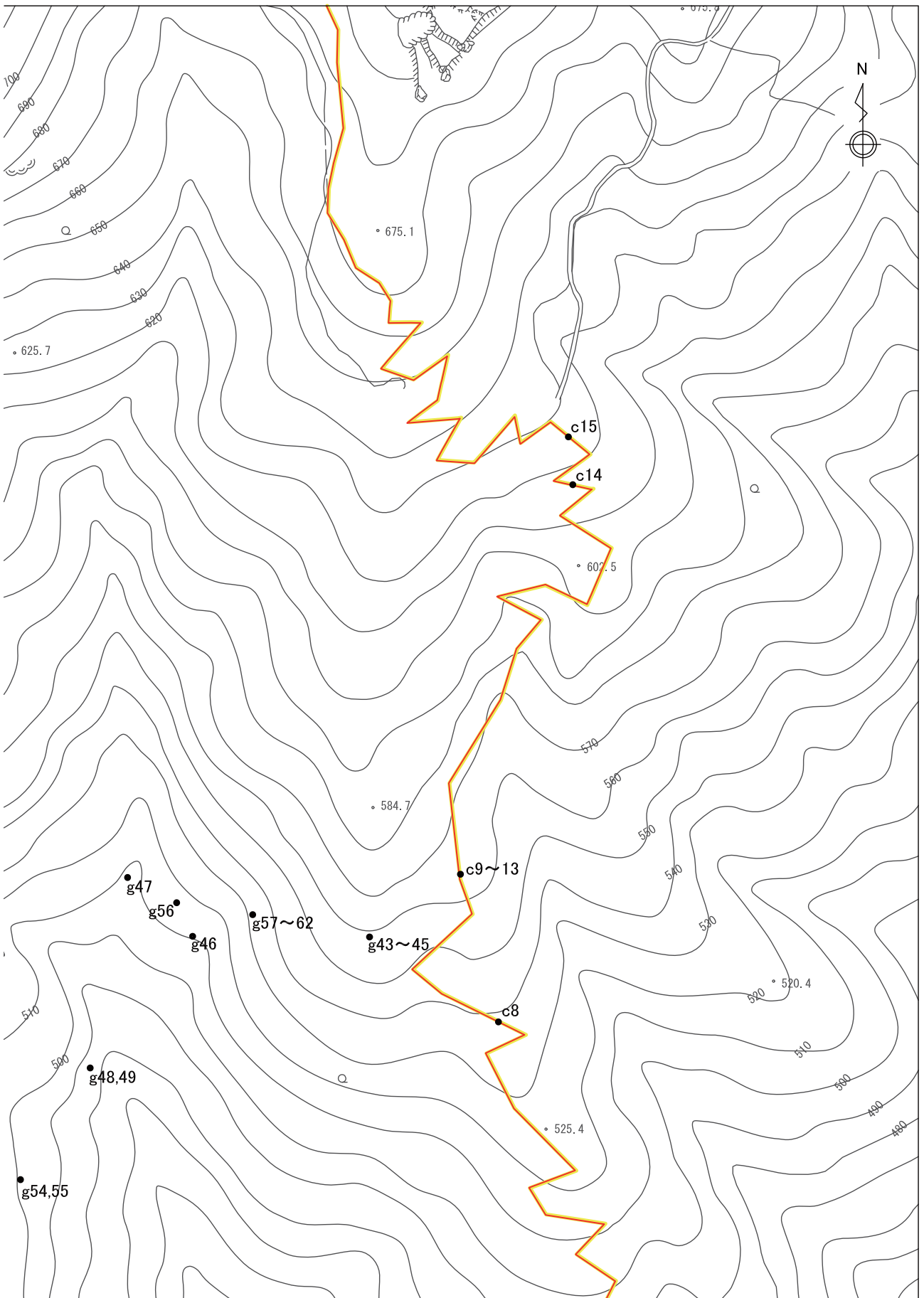


(S:1:1,800)



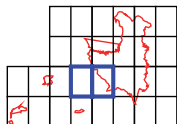
地図 8-B(左)、9-C(右)

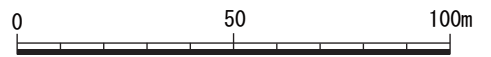
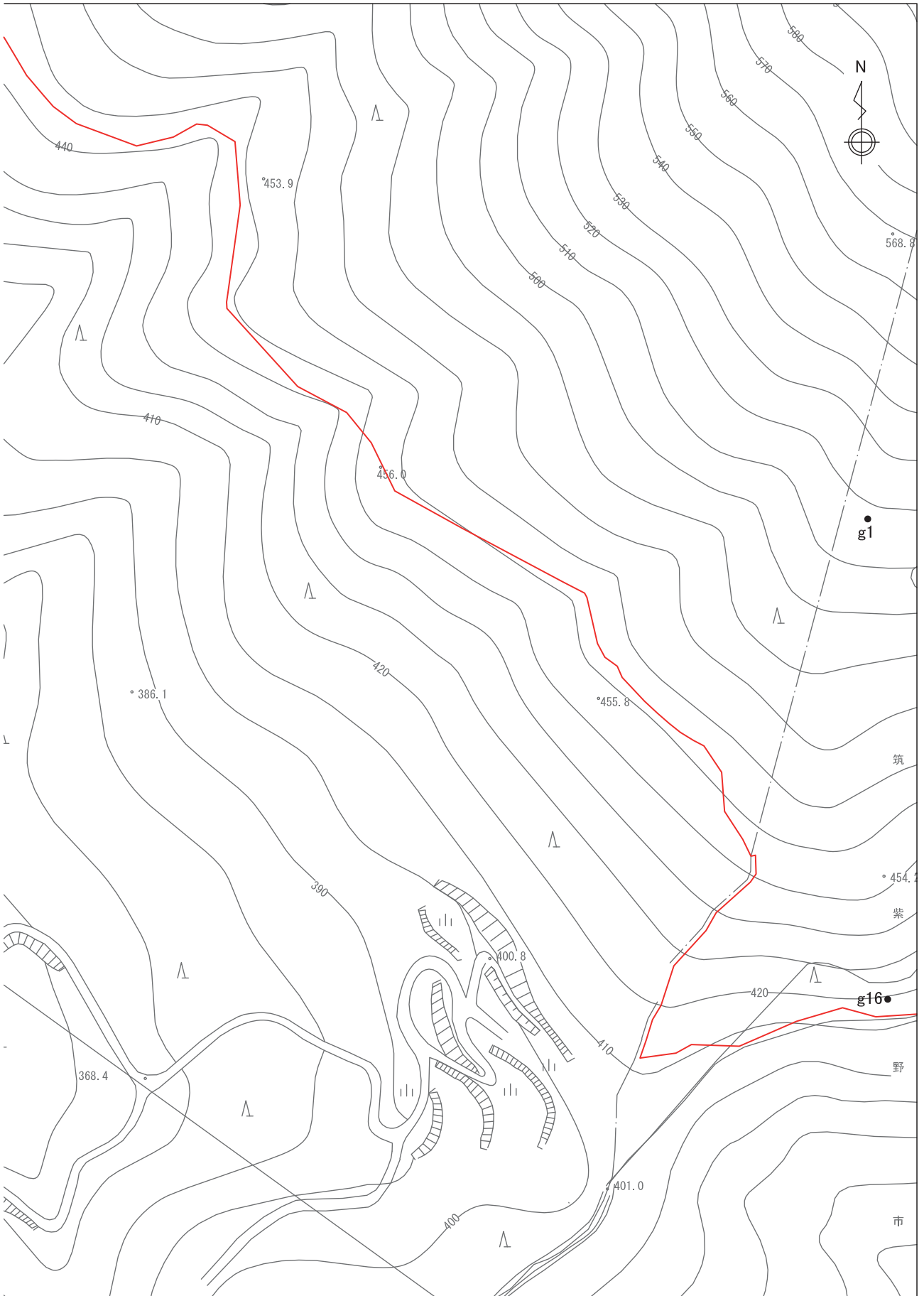




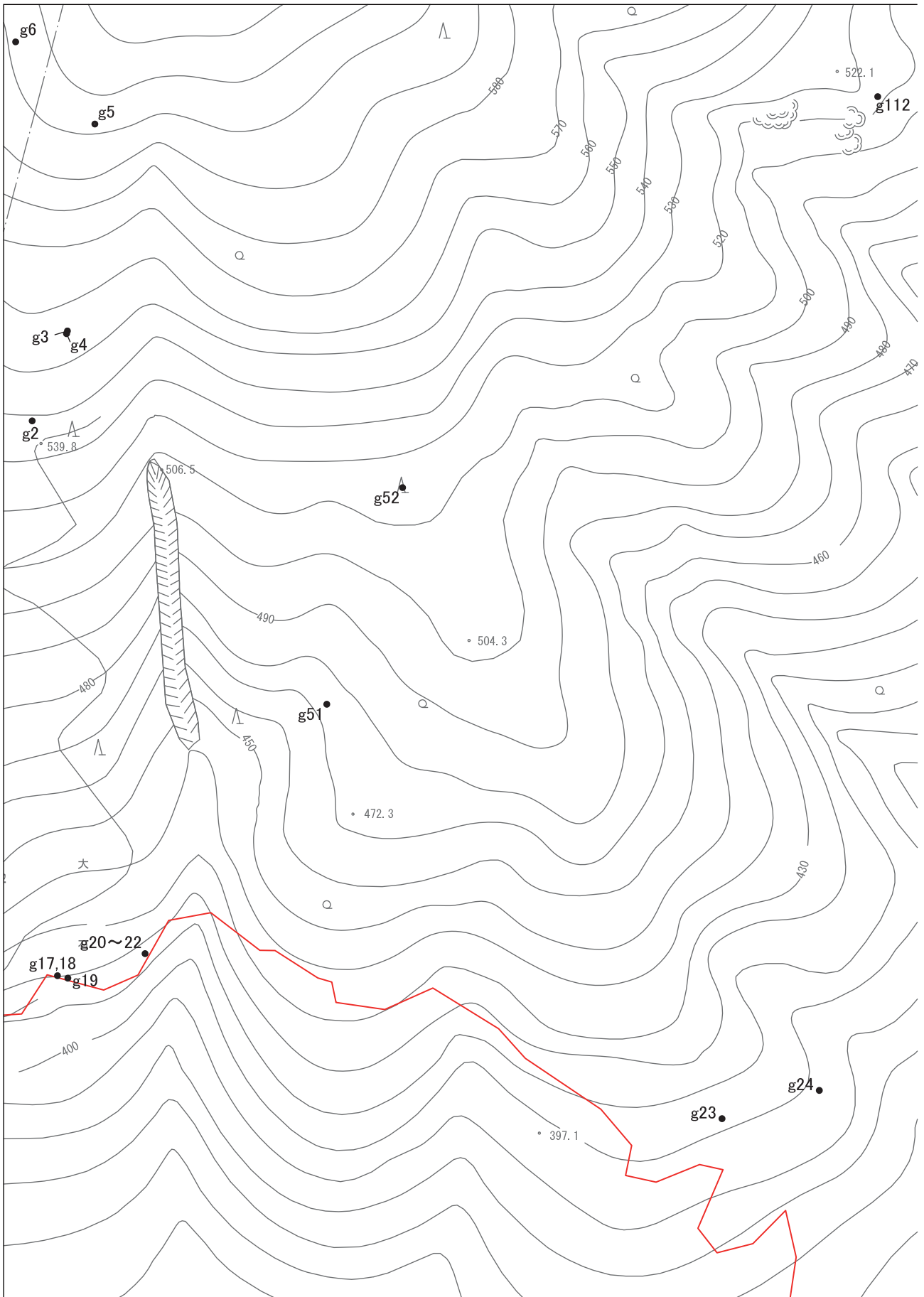


地图 13-A(左)、14-D(右)

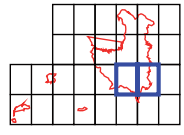




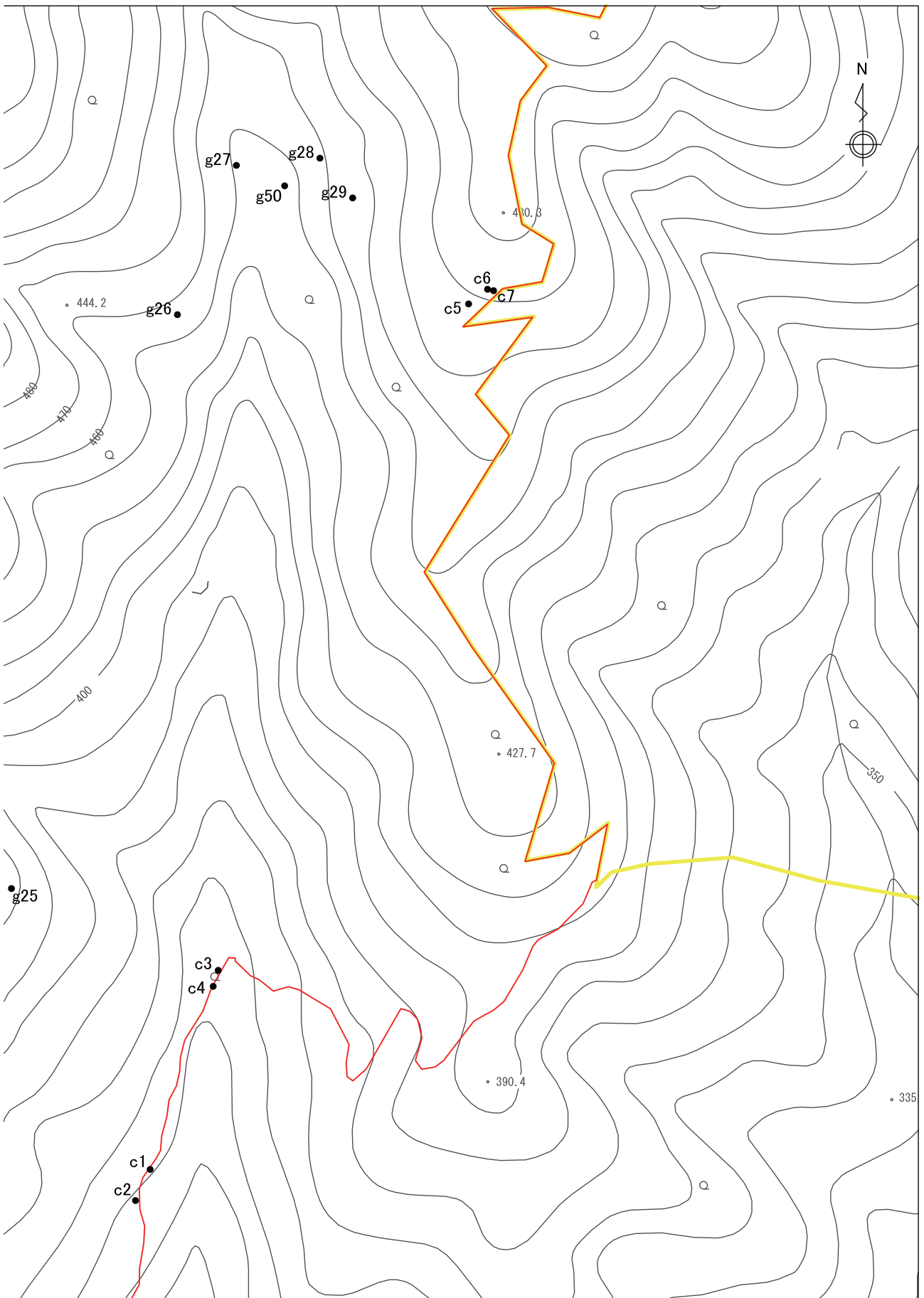
(S=1:1,800)



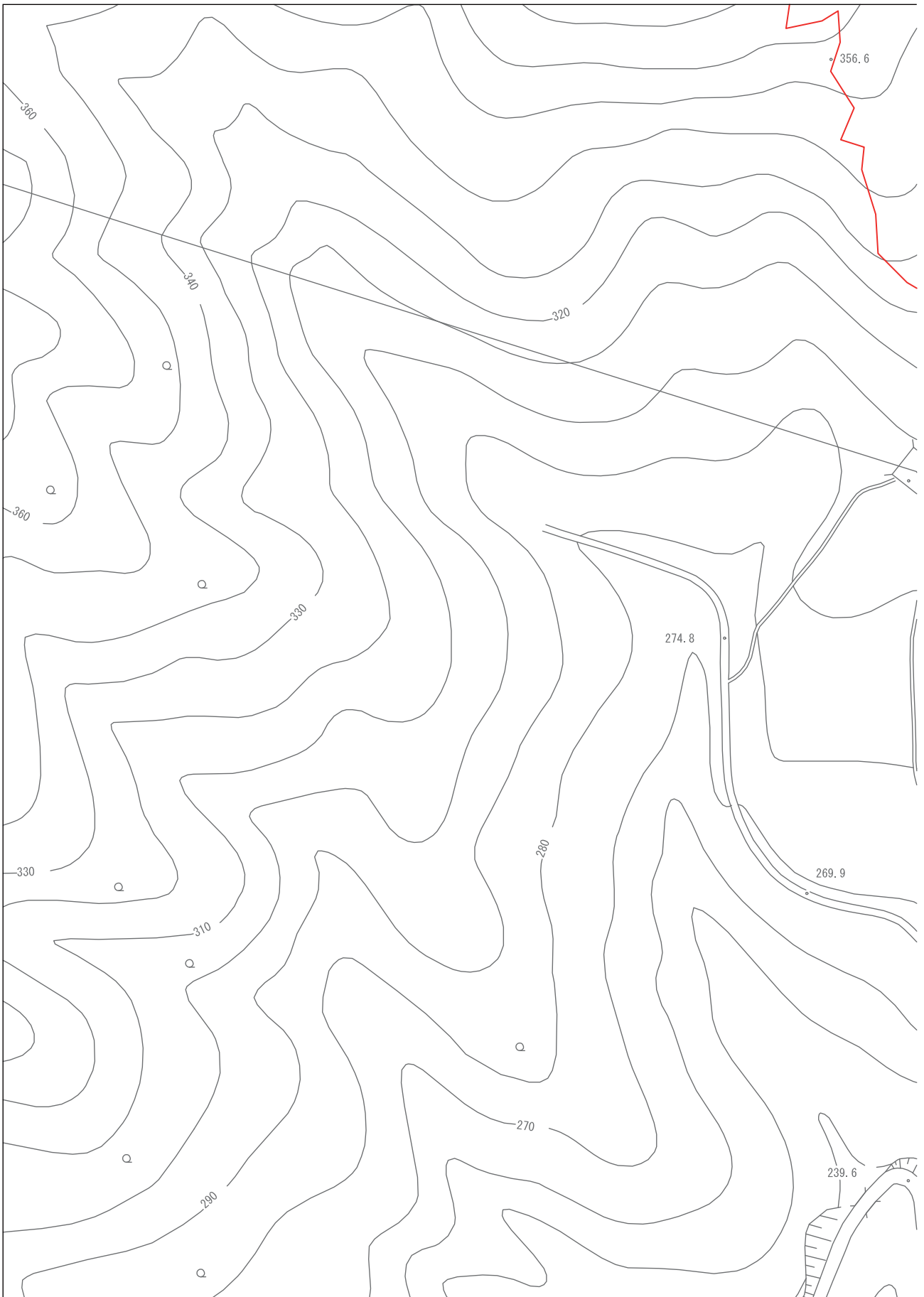
地図 14-A(左)、15-D(右)



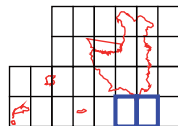


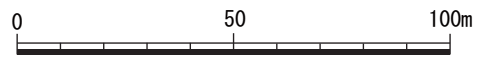
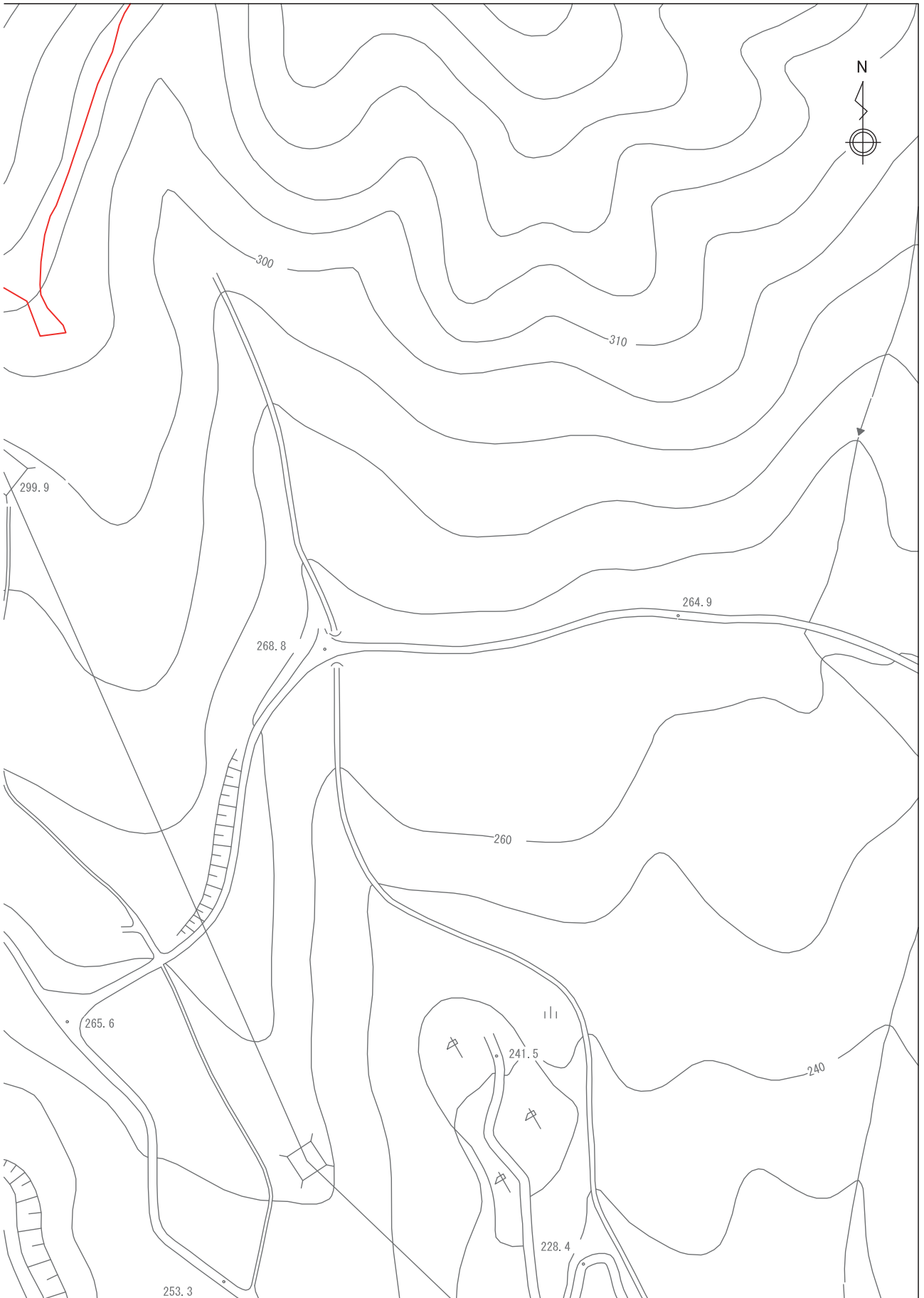


(S=1:1,800)

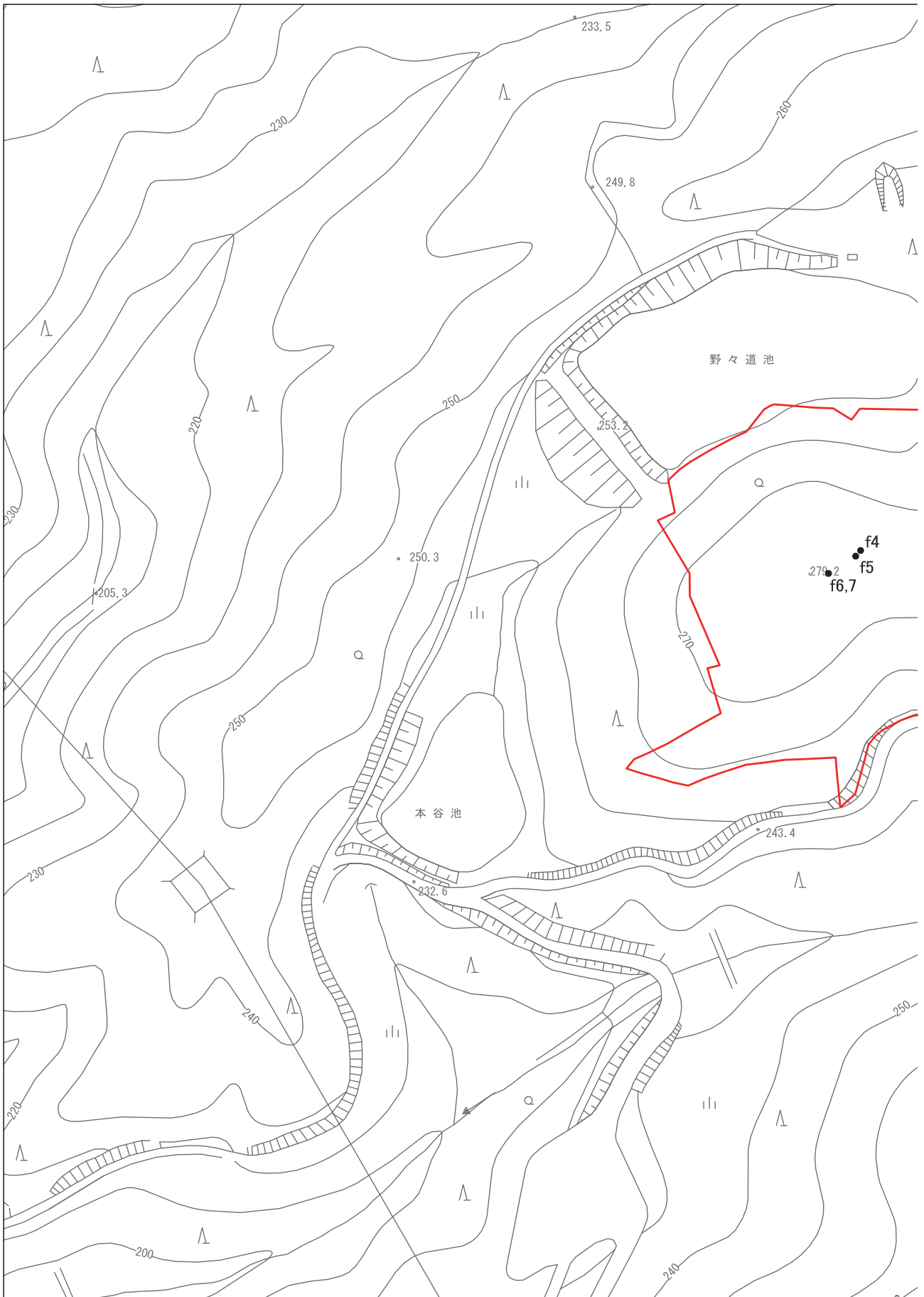


地图 14-B(左)、15-C(右)

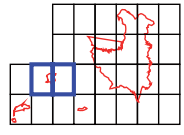




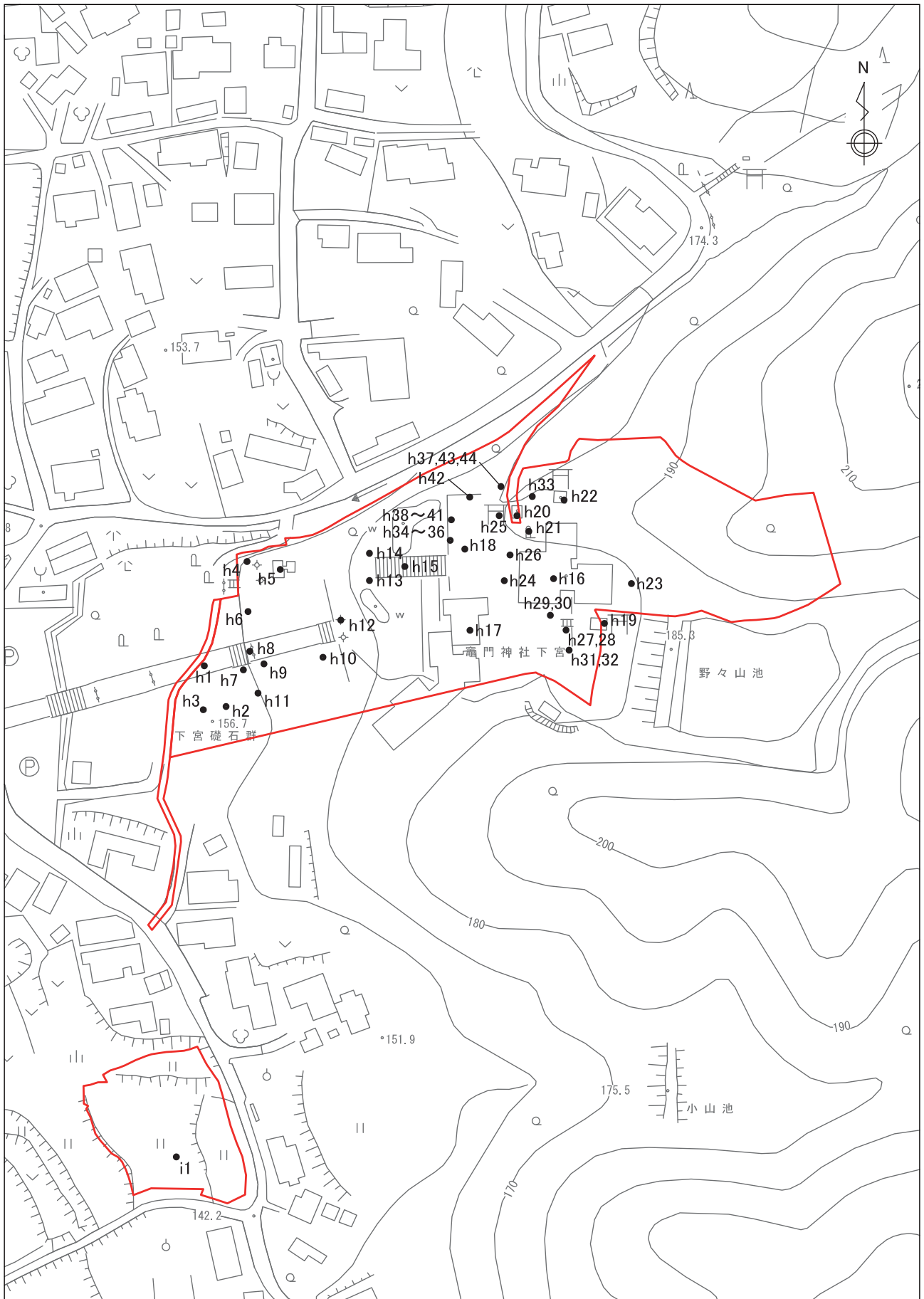
(S=1:1,800)



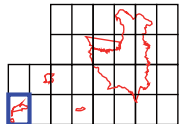
地図 12-A(左)、13-D(右)



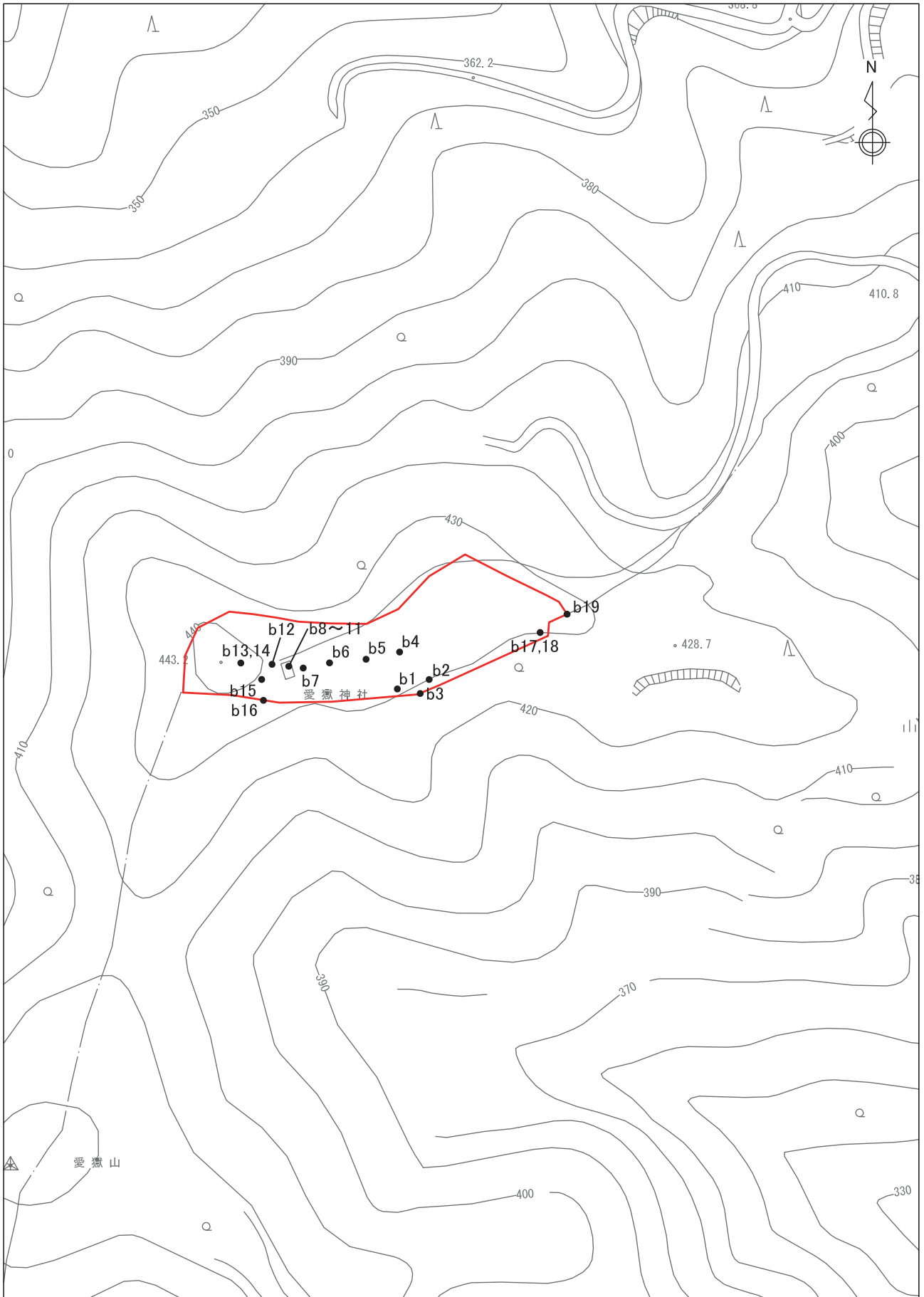




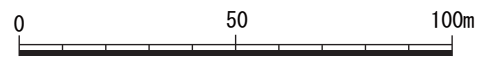
地図 12-C



(S=1:1,800)



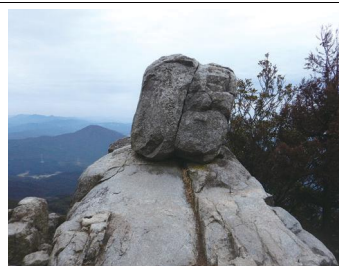
地図 13-B



(S=1:1,800)



<b>a1</b>	
上宮地区	
地図番号	8-A
名称 [設置者・所有者]	
竈門神社(上宮) [竈門神社]	



<b>a2</b>	
上宮地区	
地図番号	8-A
名称 [設置者・所有者]	
宝満山上宮碑 [不明]	



<b>a3</b>	
上宮地区	
地図番号	8-A
名称 [設置者・所有者]	
舞台石 [不明]	



<b>a4</b>	
上宮地区	
地図番号	8-A
名称 [設置者・所有者]	
礼拝石 [竈門神社]	



<b>a5</b>	
上宮地区	
地図番号	8-A
名称 [設置者・所有者]	
稚児落とし [不明]	



<b>a6</b>	
上宮地区	
地図番号	8-A
名称 [設置者・所有者]	
案内板(周辺山地) [太宰府町]	



<b>a7</b>	
上宮地区	
地図番号	8-A
名称 [設置者・所有者]	
ベンチ(コンクリート製) [環境省・福岡県]	



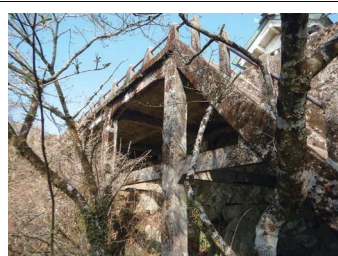
<b>a8</b>	
上宮地区	
地図番号	8-A
名称 [設置者・所有者]	
登山道道標(九州自然歩道) [環境省・福岡県]	



<b>a9</b>	
上宮地区	
地図番号	8-A
名称 [設置者・所有者]	
登山道道標(宝満山) [臼杵市山岳会]	



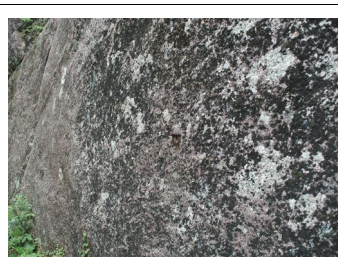
<b>a10</b>	
上宮地区	
地図番号	8-A
名称 [設置者・所有者]	
自然保護標識、案内板 [不明]	



<b>a11</b>	
上宮地区	
地図番号	8-A
名称 [設置者・所有者]	
コンクリート地盤(階段) [竈門神社]	



<b>a12</b>	
上宮地区	
地図番号	8-A
名称 [設置者・所有者]	
手水鉢 [竈門神社]	



<b>a13</b>	
上宮地区	
地図番号	8-A
名称 [設置者・所有者]	
クライミング用ハーケン [不明]	



<b>a14</b>	
上宮地区	
地図番号	8-A
名称 [設置者・所有者]	
登山用鎖 [不明]	



	<b>a15</b>		<b>a16</b>
	上宮地区		上宮地区
	地図番号 8-A		地図番号 8-A
	名称 [設置者・所有者]		名称 [設置者・所有者]
梯子(鋼製) [不明]	登山用鎖 [不明]		
	<b>a17</b>		<b>a18</b>
	上宮地区		上宮地区
	地図番号 8-A		地図番号 8-A
	名称 [設置者・所有者]		名称 [設置者・所有者]
登山道道標 [不明]	登山道道標 [不明]		
	<b>a19</b>		<b>a20</b>
	上宮地区		上宮地区
	地図番号 8-A		地図番号 8-A
	名称 [設置者・所有者]		名称 [設置者・所有者]
登山道道標 [不明]	登山道道標 [不明]		
	<b>a21</b>		<b>a22</b>
	上宮地区		上宮地区
	地図番号 8-A		地図番号 8-A
	名称 [設置者・所有者]		名称 [設置者・所有者]
標識 [不明]	登山用鎖 [不明]		
	<b>a23</b>		<b>a24</b>
	上宮地区		上宮地区
	地図番号 8-A		地図番号 8-A
	名称 [設置者・所有者]		名称 [設置者・所有者]
登山用鎖 [不明]	登山用ロープ [不明]		
	<b>a25</b>		<b>a26</b>
	上宮地区		上宮地区
	地図番号 8-A		地図番号 8-A
	名称 [設置者・所有者]		名称 [設置者・所有者]
登山用鎖、足場(鋼製) [不明]	登山用鎖 [不明]		
	<b>a27</b>		
	上宮地区		
	地図番号 8-A		
	名称 [設置者・所有者]		
無明橋 [不明]			

	<b>b1</b>		<b>b2</b>
	愛嶽山頂地区 地図番号 13-B 名称 [設置者・所有者] 境界杭 [不明]		愛嶽山頂地区 地図番号 13-B 名称 [設置者・所有者] 登山道道標 [御笠まちづくり振興会]
	<b>b3</b>		<b>b4</b>
	愛嶽山頂地区 地図番号 13-B 名称 [設置者・所有者] 道標(樹形城跡) [不明]		愛嶽山頂地区 地図番号 13-B 名称 [設置者・所有者] 境界杭 [不明]
	<b>b5</b>		<b>b6</b>
	愛嶽山頂地区 地図番号 13-B 名称 [設置者・所有者] 鳥居 [竈門神社]		愛嶽山頂地区 地図番号 13-B 名称 [設置者・所有者] 手水鉢 [竈門神社]
	<b>b7</b>		<b>b8</b>
	愛嶽山頂地区 地図番号 13-B 名称 [設置者・所有者] 説明板(愛嶽神社) [竈門神社]		愛嶽山頂地区 地図番号 13-B 名称 [設置者・所有者] 礎石(旧社殿跡) [竈門神社]
	<b>b9</b>		<b>b10</b>
	愛嶽山頂地区 地図番号 13-B 名称 [設置者・所有者] 石灯笼 [竈門神社]		愛嶽山頂地区 地図番号 13-B 名称 [設置者・所有者] 石灯笼 [竈門神社]
	<b>b11</b>		<b>b12</b>
	愛嶽山頂地区 地図番号 13-B 名称 [設置者・所有者] 籠り堂 [不明]		愛嶽山頂地区 地図番号 13-B 名称 [設置者・所有者] 石段 [竈門神社]
	<b>b13</b>		<b>b14</b>
	愛嶽山頂地区 地図番号 13-B 名称 [設置者・所有者] 石垣 [竈門神社]		愛嶽山頂地区 地図番号 13-B 名称 [設置者・所有者] 石祠(愛宕勝軍地藏) [竈門神社]

	<p><b>b15</b></p> <p>愛嶽山頂地区</p> <p>地図番号 13-B</p> <p>名称 [設置者・所有者]</p> <p>登山道道標 [不明]</p>		<p><b>b16</b></p> <p>愛嶽山頂地区</p> <p>地図番号 13-B</p> <p>名称 [設置者・所有者]</p> <p>境界杭 [不明]</p>
	<p><b>b17</b></p> <p>愛嶽山頂地区</p> <p>地図番号 13-B</p> <p>名称 [設置者・所有者]</p> <p>境界杭 [不明]</p>		<p><b>b18</b></p> <p>愛嶽山頂地区</p> <p>地図番号 13-B</p> <p>名称 [設置者・所有者]</p> <p>境界杭 [不明]</p>
	<p><b>b19</b></p> <p>愛嶽山頂地区</p> <p>地図番号 13-B</p> <p>名称 [設置者・所有者]</p> <p>石造鳥居 [竈門神社]</p>		
	<p><b>c1</b></p> <p>登拝道/大谷尾根道</p> <p>地図番号 15-D</p> <p>名称 [設置者・所有者]</p> <p>保安林標識 [福岡県]</p>		<p><b>c2</b></p> <p>登拝道/大谷尾根道</p> <p>地図番号 15-D</p> <p>名称 [設置者・所有者]</p> <p>保安林標識 [福岡県]</p>
	<p><b>c3</b></p> <p>登拝道/大谷尾根道</p> <p>地図番号 15-D</p> <p>名称 [設置者・所有者]</p> <p>登山道道標、山火事注意 標識 [筑紫野・太宰府消防本部]</p>		<p><b>c4</b></p> <p>登拝道/大谷尾根道</p> <p>地図番号 15-D</p> <p>名称 [設置者・所有者]</p> <p>保安林標識 [福岡県]</p>
	<p><b>c5</b></p> <p>登拝道/大谷尾根道</p> <p>地図番号 15-D</p> <p>名称 [設置者・所有者]</p> <p>登山道道標 [不明]</p>		<p><b>c6</b></p> <p>登拝道/大谷尾根道</p> <p>地図番号 15-D</p> <p>名称 [設置者・所有者]</p> <p>登山道道標 [不明]</p>
	<p><b>c7</b></p> <p>登拝道/大谷尾根道</p> <p>地図番号 15-D</p> <p>名称 [設置者・所有者]</p> <p>登山道道標、山火事注意 標識 [筑紫野・太宰府消防本部]</p>		<p><b>c8</b></p> <p>登拝道/大谷尾根道</p> <p>地図番号 9-C</p> <p>名称 [設置者・所有者]</p> <p>境界杭 [不明]</p>



<b>c9</b>	
登拝道/大谷尾根道	
地図番号	9-C
名称 [設置者・所有者]	
登山道道標 [不明]	



<b>c10</b>	
登拝道/大谷尾根道	
地図番号	9-C
名称 [設置者・所有者]	
登山道道標 [不明]	



<b>c11</b>	
登拝道/大谷尾根道	
地図番号	9-C
名称 [設置者・所有者]	
登山道道標 [不明]	



<b>c12</b>	
登拝道/大谷尾根道	
地図番号	9-C
名称 [設置者・所有者]	
登山道道標 [不明]	



<b>c13</b>	
登拝道/大谷尾根道	
地図番号	9-C
名称 [設置者・所有者]	
登山道道標 [不明]	



<b>c14</b>	
登拝道/大谷尾根道	
地図番号	9-C
名称 [設置者・所有者]	
境界杭 [不明]	



<b>c15</b>	
登拝道/大谷尾根道	
地図番号	9-C
名称 [設置者・所有者]	
登山道道標 [不明]	



<b>c16</b>	
登拝道/大谷尾根道	
地図番号	9-D
名称 [設置者・所有者]	
登山用ロープ [不明]	



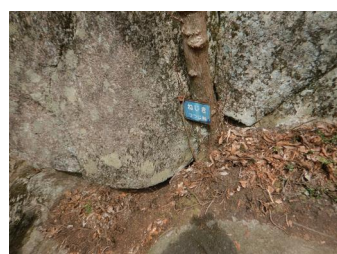
<b>c17</b>	
登拝道/大谷尾根道	
地図番号	9-D
名称 [設置者・所有者]	
登山道道標 [不明]	



<b>c18</b>	
登拝道/大谷尾根道	
地図番号	9-D
名称 [設置者・所有者]	
登山道道標 [不明]	



<b>c19</b>	
登拝道/男道	
地図番号	8-B
名称 [設置者・所有者]	
登山道道標(羅漢径) [環境省・福岡県]	



<b>c20</b>	
登拝道/男道	
地図番号	8-B
名称 [設置者・所有者]	
樹名板 [不明]	



<b>c21</b>	
登拝道/男道	
地図番号	8-B
名称 [設置者・所有者]	
樹名板 [不明]	



<b>c22</b>	
登拝道/男道	
地図番号	8-B
名称 [設置者・所有者]	
樹名板 [不明]	